

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）
基本計画検討委員会（第3回）
議事録

日時：平成20年7月30日（水）10:00～12:48
場所：奈良商工会議所 5階 大ホール

○舟久保副所長

定刻よりちょっと早いですけれども、皆さんお集まりいただきましたので、ただいまより第3回目の国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称） 基本計画検討委員会を開催させていただきます。

各委員及び行政委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また朝早くからご出席を賜りまことにありがとうございます。

前回に引き続きまして、私、国営飛鳥歴史公園事務所平城分室の舟久保が司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

座って進行させていただきます。

本日の委員会につきましては、お手元にお配りした議事次第にありますとおり、12時半までの予定で進めさせていただきたいと存じます。

内容に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧をごらんください。2枚目に議事次第がございます。それから3枚目、出席者名簿がございます。その後が配席表。その後、資料としまして、今回は資料1から4までを取りそろえております。資料1が前回委員会に各委員からいただいたご意見とその対応について記してあるもの、それから資料2が今日討議いただく中心になります基本計画（案）でございます。資料3がその参考資料となっていまして、資料4として、今日お話しいただいた後に一般からの意見募集、パブリックコメントを受けたいと思っておりますので、その実施予定について記したペーパーをつけております。

それから、参考資料が2つございます。参考資料1が前回の委員会の議事録でございます。それから、参考資料2として、奈良県さんから提供いただいた資料、パワーポイントの印刷をしたもののが2枚ほどございます。

それから、各委員、行政委員の皆様方だけにお配りさせていただいているものとして、特に番号を付してないですけれども、ゾーニング図と基本計画の平面図をA3で印刷しているものがございます。これは、基本計画の案の中にも入っておりますけれども、見やすいように別途、2枚、別にさせていただいているものでございます。

それから、一番最後の話になりますが、次回委員会の予定というのを1枚つけさせていただいておりまして、あと第1回、第2回の資料、これを一冊にしたものを皆さんにファイルでお配りさせていただいております。

配付資料は以上でございます。足りないものがあればお知らせください。よろしいでしょうか。

そうしましたら、委員会の開催に当たりまして、平野委員長よりごあいさつをお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○平野委員長

おはようございます。平野でございます。

第3回ということでございまして、後ほど事務局から説明ございますけれども、パブリックコメントを、この会が終わりました後、行うということになりますので、第3回の今回の委員会の結論というのがほぼ最終原案に近いものになるということでございます。もちろん、パブリックコメント後にもう一度委員会を開きまして、それに基づいた最終原案を決める事になるわけでございますが、そういう意味で、今日の委員会、大変重要な委員会でござい

ます。ぜひ、ご熱心なご意見をいただければと思います。

では、早速議事に入りたいと思います。

○舟久保副所長

ありがとうございました。

今日、ご出席いただいている委員のご紹介をさせていただきます。

本日ご出席の委員及び行政委員の皆様につきましては、配付しました出席者名簿のとおりとなっています。

ちょっと説明させていただきたいのですが、行政委員につきまして、奈良県土木部長につきまして、この7月にご異動がありました。前任の木谷部長に替わりまして新たに川崎部長にご出席いただくことになりましたので、その旨ご紹介させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○川崎行政委員

川崎です。よろしくお願ひいたします。

○舟久保副所長

また、委員はお替わりないのですけれども、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長につきまして、この7月に組織再編があり、新たに公園緑地・景観課長に名称変更されておりますので、あわせてご紹介をさせていただきます。

なお、委員につきましては、西村委員、お一人ちょっとご欠席ですが、その他8名の委員の方はご出席、それから行政委員については、代理出席の方を含めて7名の方にご出席いただいております。

ご出席9名中8名で過半数を超えておりますので、要綱に基づき委員会として成立しておりますことをご報告申し上げます。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。

では、早速議事に入らせていただきますが、まず最初は1番にございます「委員意見とその対応について」ということでございます。事務局、よろしくお願ひします。

○舟久保副所長

それでは、事務局から資料1の説明をさせていただきます。

なお、報道機関の方におかれましては、これで撮影の方はご終了ください。ご協力お願ひいたします。

資料1、横になっておりますけれども、「第2回委員会 委員意見とその対応について」ということで、中を開いていただきますと、前回は基本計画の素案ということをお示しさせていただきまして、項目ごとのご意見をいただきましたので、その項目ごとに各委員の方からいただいたご意見を取りまとめて、それについての事務局としてのご対応を記しております。

1ページ目だけ簡単に説明させていただきますと、まず「基本理念・基本方針・導入すべき機能について」ということで、一括で取りまとめさせていただいておりますけれども、これは前回お示しした際に、冒頭のところについて、この公園は調査が今でも続いているところで、遺跡の復元、遺構表示なども一度整備したら終わりではないと、「遺跡整備手法の技術的発展に伴ってそれを取り込む」といったような表現が盛り込めないかといった田辺委員のご意見だとか、特別史跡平城宮跡という言い方をしていたんですけども、この平城宮跡は

同時に世界遺産でもあるので、そのことをきちんと記しておくべきではないかといった西村委員、文化庁さんの方からのご意見、こういったことをいただいて、この後、実際の基本計画の中で説明いたしますけれども、例えば、今いただいたようなご意見を踏まえまして、基本方針の当初「歴史・文化資産の保存・活用」と書いていたものを、「特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用」というような内容の変更を行っております。

こういったご対応の話が続けてずっと書いてあるわけですけれども、いずれにしましても、こういったご対応をさせていただいた上で、今回基本計画の案を作成させていただいておりますので、皆様におかれましては、前回のご意見をご確認いただいた上で、実際、基本計画においてどのように反映しているのかということは、この後の基本計画（案）の説明の中でご確認いただければと思っております。

以上でございます。

○平野委員長

はい、何かご質問ございますでしょうか。今、事務局から話がございましたように、前回までのご意見を踏まえて、今回の計画原案が書き直されておりますので、その部分はそれぞれにご確認をいただければと思います。

基本計画の方に入ってよろしいですか。

前回、奈良県の方のご説明を、周辺計画として、道路あるいは鉄道等の関係につきましてご説明いただくということになっておりましたので、県の方からご説明いただければと思います。

○川崎行政委員

それでは、前回ご指摘がありました道路あるいは鉄道の関係の説明について、担当の方から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○奈良県（水本）

奈良県公園緑地課長の水本でございます。よろしくお願ひします。

前の画面を見ていただきたいのですけれども、皆さん同様のものが参考資料2という形でお示ししております。

まずははじめに、道路、鉄道の説明についてでございます。

最初に、県道谷田奈良線、一条通りでございますけれども、これの移設につきましては、北側に都市計画決定されました都市計画道路一条富雄線がございまして、あるいは縦の線ですね、西一坊大路線がございます。基本的には、この部分を参考にしてまいりましてルートを説明したいと思いますけれども、何分この都市計画決定されたのが昭和13年に最初計画されまして、その後何回か変更されまして、最終的に昭和63年に変更したということがありますので、20年ぐらいたっておりますので、今後、車線数あるいは幅員等を見直すとともに、周辺環境に十分配慮したデザインというのを考えていきたいと思っております。

移設時期につきましては、計画されております大極殿院の回廊復元に支障を来さないように、国と調整しながら検討してまいりたいと思っております。

次に、市道大極線、通称みやと通りでございますけれども、これは奈良市さんの方で移設されることになりますけれども、位置につきましては、宮跡の東側で検討されているものと聞いております。移設の時期とかルートにつきましては、未定と聞いておりますけれども、県

で移設を計画しております県道谷田奈良線の進捗等と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

なお、ルートが整備されるまでの間ですけれども、県道は国営公園の園路として利用されることになると聞いております。

次に、近鉄奈良線でございますけれども、近鉄奈良線も将来は国営公園の外へ廻していくということで検討されておりますけれども、相当時間がかかるものと考えております。今後、専門家の方々に技術的助言をいただきながら、移設について検討を進めたいと思っております。

続きまして、自動車、自転車、歩行者の交通アクセスについてでございます。はじめに自動車のアクセスでございますけれども、特に休日等の渋滞対策について、自動車交通のメインエンタランスとなるのは朱雀門の南の大宮通りに面して交通ターミナルを設けまして、また大阪方面からの自動車流入を抑制するために、第二阪奈中町ランプ付近にパークアンドバスライドの駐車場を設けまして、そこからシャトルバスでの送迎を考えております。また、京都方面あるいは奈良方面からも同様に、駐車場を設置しまして、パークアンドバスライドによる駐車場の整備を考えております。

続きまして、歩行者のアクセスでございますけれども、メインアクセスとなるのは近鉄西大寺駅からの歩行者道路を確保するために県道谷田奈良線の歩道整備を推進していきたいと思っております。このうち、秋篠川から宮跡までの間につきましては現在計画しております、幅3.5m、両側歩道で現在地元説明に入っているところでございます。また、西大寺から秋篠川の間につきましては、奈良市さんの方で市街地再開発事業等の経緯もございますので、市と連携しながら工事の進行を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、自転車のアクセスですけれども、平城宮跡、奈良公園あるいは薬師寺・唐招提寺等を周遊するような自転車道を整備しまして、自転車によるネットワーク化を図りたいと考えております。現在、既存の自転車道は奈良西の京斑鳩自転車道という形で整備されておりまして、平城宮跡から秋篠川沿いに自転車道が、西の京までは現在つながっております。

また、奈良公園から平城宮跡までの自転車道整備ということでございまして、現在、三条通りの方は工事を進めおりますので、この工事の中で自転車の通行帯を確保しまして、平城京跡までつなげていきたいと思っております。

また、奈良公園から西の京方面につきましては、先ほど申しました三条通りから分岐しまして、佐保川の堤防道路に面しまして自転車道として活用されるように検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○平野委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明について何かご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○朝廣委員

今、鉄道、県道、歩行者道等についてご説明いただいたんですけども、今現在行われようとしているもの、それから、これから先ちょっと見通しがつかないもの等、一緒に説明いただいたので、優先順位がわかっていれば教えていただきたいんですけども。

○平野委員長

県の方のお答えはありますか。

○奈良県（水本）

自転車道ではなく全体の話でしょうか。

○朝廣委員

はい。

○奈良県（水本）

まず最初の移設の件でございますけれども、優先順位からいいますと、先ほど言いましたように谷田奈良線が大極殿の回廊に引っかかるものですから、まずこれが最優先になるのかなと思っております。あと、その次の段階としまして、みやと通りになって、最後に近鉄線の移設となり、非常に時間がかかると思いますが。

あと、自転車道につきましては、先ほど言いましたように、現在、三条通りの拡張を進めておりますので、この間につきましては平成22年には完了するということでございます。あとは、これから検討課題だと思っております。

○平野委員長

よろしゅうございますか。今のお答えでよろしゅうございますか。

○朝廣委員

道路の移設というのは、県道谷田奈良線、みやと通りというお話をいたしましたが、これは今回の計画で、これから地元と調整をしていくという考え方ですか。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○奈良県（水本）

はい、そうです。これから、まず谷田奈良線につきましては都市計画の変更という形でございまして、これから地元と調整をしていきます。

○平野委員長

ありがとうございました。まだまだ地元と調整するべき問題が多数あるのではないかと思うのですが、一応現在の段階の県のお考えを聞かせていただいたわけでございます。

何かほかにご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○佐藤委員

あまり今まで自転車道路の存在というのはよく知らなかつたのですが、確かに自転車に乗つて奈良の文化遺産を見て回っていただくというのは、多分この国営公園にもかかわってくるテーマだと思うのですが。これだけ、もし、既に実現してあるところがあるというお話をなんですが、ただし、例えば西大寺駅のところでレンタサイクルがあって、そこで自転車に乗つて回れるようになってるというようなイメージがあまりないんですね。それから、平城宮跡の中でも、自転車で回つておられるような団体みたいなのは見たことないし、奈良公園でもそうなんですが、もし自転車を活用して奈良の文化遺産を回つていただくというようなことを考へるとしたら、既に、もしそういう考え方があるとしたら、何かしら、例えばそういう方策を既に実施しておられるのかどうかというのをちょっと伺いたいんですけども。

○平野委員長

県の方でお答えできますか。

○奈良県（水本）

現在できておりますのは、先ほど言いました平城宮跡から唐招提寺までの区間だけでございまして、それ以外の部分につきましては、これから詳細に検討してまいりたいと思います。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。

大変今後の課題として大事なテーマであろうかと思います。飛鳥においても、そういう計画も採択しておるわけでございますし、ぜひこの平城に関しても、こういう大きなルート設定がしてあるわけですから、それを受けとめて、どういうふうに内部に引き込みながら現実に利用していただくかという仕組みを今後考えていく必要があると思いますね。

ほかに。はい、どうぞ。

○小林行政委員

これは県の方へのお願いなんですけれども、国営公園の方は基本計画をおまとめいただいておりますけれども、この基本計画を踏まえて、いよいよ近々に具体的な都市計画の決定というステップが控えておりまして、今いろいろお話をあった直接に関連する都市計画道路の見直しについても、この全体の中で、特に地元との関係でいろんな調整が、かなりタイトなスケジュールで動くと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

○平野委員長

公園の区域の都市計画決定というのもするわけですので、それとあわせて、できるだけできるように努力をしていただきたいと思います。

何かほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○上野委員

一つは、これ、提示の仕方として、パブリックコメントを求める段階で非常に注意しておかなければいけないことがあります。この区域を囲い込んで、壆で囲い込んでしまうのではないかと、この図だけを見る地域住民の方は想像してしまうのです。そうすると、その中に入れないのではないかという印象を与えてしまう。実を言うと、もう私どもの大学にもかなりの問い合わせが来ております、私あてに。「これは囲い込んで入れないんじゃないですか」というように。新聞の報道を読んでですね。それはちょっと注意して下さい。

それと、最も大きな地域の皆さんのご关心は、みやと通りです、はっきり言うと。みやと通りが混んでいて困るというのは、私も含めて地域住民の方々の一つの実感なんですけれども、これが東側に移設されるということになると、非常に大切な生活道路が結局なくなってしまって、自分たちの生活空間が分断されるというイメージを持たれると思うんですよね。これをわかりやすく説明していただけませんでしょうか。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○奈良県（水本）

みやと通りでございますけれども、東側に移設と申しましたけれども、代替道路としまして東側と、あと西側に県道の奈良精華線というのがあるんですけれども、ですから基本的には東側の道路と、それから奈良精華線の2つに分担する形になってということです。

歩行者と自転車の方につきましては、今のまま通行できる計画であることを地元に説明させ

てもらいたいと思っております。

○上野委員

明日香村の村長が来ておられますけれども、結局囲い込んで生活空間が分断されるのではないかというイメージを持たれると、せっかくいいプランでも、地域の人たちが拒否されることがあります。これは計画の提示の仕方を議論すると同時に、私自身の感覚からいうと、いちばん大切な問題なんです。もう一本別に道路ができるというなら別ですけど、みやと通りがなくなるというのは非常にイメージしにくいというのが私自身の実感ですが…。

○平野委員長

ありがとうございます。今後、地元調整の非常に大きな課題の一つであると思います。実質的に園路として残そうと、幹線の園路として残していくことまでは今まで議論されてきたわけですが、じゃ、その幹線の園路に、どういう交通なら出せるんだという話が今後の課題として出てくるんだろうというふうに思います。

○小林行政委員

いずれにせよ、北側の都市計画道路を新たに、いわば環状的に入れるわけですから、これ入れた時にどういうふうに流れるかというのは、ある程度つかみができると思いますので、実態的にどういうふうに地域全体として交通処理していくかというのは整備しなきゃいけないことだとは思います。それも含めて、当然県の方でご検討進むんだと思っております。

○平野委員長

時間の関係もございますので、次に入りたいと思いますが、よろしくございますか。

では、次の第2の、といいますか、本日の本題でございます基本計画の案につきまして、事務局から説明をしてください。

○舟久保副所長

そういたしましたら、資料2と3を用いて事務局から説明させていただきます。

資料2が「基本計画（案）」と書いてあります。これが基本計画の本体になります。

それから、もう一つ、参考資料をつけておりますけれども、この参考資料は、基本計画というのは骨格となるものを簡潔にまとめているというものですので、それが実際に具体的にどのように展開されていくのかということを、それが決まっていくのが設計段階になるわけですけれども、その今持っているイメージを書いているということと、あと基本計画の内容が導かれるための根拠資料を付している、これが参考資料でございます。ですので、これから説明については、基本計画（案）のこちらですね、資料2をベースにご説明させていただき、時折資料のほう、考え方等を見ていただきたい時に資料3の該当ページをお示しさせていただきたいと思います。

一通り説明させていただきますので、少し長く、30分ぐらいになってしまふかもしれませんのが、よろしくお願ひいたします。

それではまず、資料2の1ページ目をごらんください。

まず「はじめに」ということで、前回、基本計画素案の段階では、内容的には、いきなり基本理念・方針ということを書いたんですけども、まずこの基本計画の性格なり位置づけなり、これをきちんとお示しをした方がよいだろうということで、この「はじめに」を書かせていただいております。

見てわかりますとおり、まず最初に、第1回目に説明させていただいた事業化のお話、この

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）というのが本年度に事業化された公園であるということを書いております。この計画につきましては、今後の当公園の長期的な整備・管理を進めていく上で踏まえるべき基本的な内容を定めるものです。

次に、この計画の対象ですが、今回、国営公園ということで名前が書いてあるわけですけれども、前回、前々回からもお話ししておりますとおり、この公園の周辺については1つの公園として都市計画決定を受けた後に、奈良県を中心とした地元が国営公園と連携した整備を実施する、そういう区域が存在します。そのため、この計画については、国と奈良県が中心となる地元が整備を行う区域、これを一体とした計画となっております。

また、その次に書いてますけど、この計画は長期的な整備・管理を進めていく上の計画として、その期間、非常に長期間を念頭に置いた話を絵として描いております。具体的には、今もお話がありましたけれども、区域内に道路や鉄道が今現在あるわけですけれども、こういったものがすべて移転・移設されている状態がどうなっているのかということを示させていただいております。

しかしながら、こういった移設、今お話がありましたけれども、地元との調整も含めて非常に長期の時間がかかるということで、一方、その間の公園が、これから述べていきます導入すべき機能等を踏まえた使いやすい公園である、これを満たしていくために、やっぱり段階的にきちんと考へた整備が必要であるだろうと思ってまして、本公園が担うべき機能を可能な限り發揮するための段階整備の方針ということを、これは最後になるんですけれども、あわせて示させていただいております。

最後は、この計画を定めるための体制の話として、この委員会のお話をちょっと述べさせていただいているとともに、この平城宮跡の公園につきましては、特別史跡平城宮跡として文化庁さんの方で昭和50年代に基本構想がつくられ、また本年5月に公表されておりますけれども、それを進めるための推進計画がつくられておりますので、その内容を踏まえてこの公園計画をつくっているということをお示しさせていただいております。

次のページに移ります。

次のページ、2、3、4ページは、これはこういったことを述べるための資料が、資料3にそれぞれ書いてあるんですけども、かなり大部になりますので割愛させていただきますが、公園の基本理念・方針、また導入すべき機能、その後の施設整備を定めていくための前提となる条件として、この平城宮跡がどういう歴史的経緯、また保存整備の経緯を持っているか、また平城宮跡の立地がどのようにあるか、また現在の自然環境、また利用状況がどのようにあるかと。利用状況と言いますのは、皆様もご存知のとおり、既に公園的な利用がなされていて、その中で一定の使い方をされておりますとともに、また利用者の方からの幾らかのニーズというのも出ておりますので、その辺を取りまとめさせていただいております。

第1回目の委員会の資料の中で、平城宮跡のあり方、基本的なあり方についての考え方をA3、2枚のペーパーで述べさせていただいております。皆様方にはファイルの中に挟んでおりますけれども、そこで、冒頭、まず平城宮跡の概況ということを整理させていただいて、その基本的な考え方を導いたわけですけれども、その概況部分をこの基本計画の中でも計画を定める際の前提としてきちんと書いた方がよいだろうということで、書かせていただいているものでございます。

ざっと見ていただきまして、そうしたら基本計画の本題の中身の部分に入らせていただきま

ですが、5ページに、この公園がいかにあるべきかという基本理念、それからそのいかにあるべきかをどのように進めていくかという基本方針、これをまず冒頭に書かせていただいております。これは、第2回目の委員会の方で述べさせていただいたことと、それほど大きく変わっているわけではございませんが、先ほど委員意見とその対応についてということで述べさせていただきましたとおり、委員のご意見について、特に特別史跡のところの世界遺産の入れ込みであるとか、発掘・調査研究が継続される場所としてそれが大切であるというふうなことを述べさせていただいております。

まず5ページですが、基本理念について、「平城宮跡は、律令国家の完成や万葉集をはじめとした古典文化の舞台となった奈良時代の都であり、我が国の歴史と文化の始まりの地として、世界に誇ることのできる国民共有の財産であるとともに、地域にとってかけがえのない宝である」と、まずこのことを位置づけさせていただきまして、このような認識のもと、文化庁さんの方で策定された計画を踏まえて、この基本理念及び方針を設定するとしております。

そして、その基本理念については、ここ四角書きに書かれておりますとおり、「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する」と、これが基本理念になるのかなと考えております。

この基本理念を実現するための方法として、6ページに基本方針が4つ書いております。

この2、3、4については、前回、第2回目にお示しさせていただいたものと内容的には変わっておりません。1番目が、よりご意見をいただいて充実した内容を書かせていただいております。

1番目について、「特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用」ということの表題のもと、この「平城宮跡が特別史跡として指定され、また世界遺産として登録された「古都奈良の文化財」の構成資産であることを尊重し、貴重な歴史・文化資産として適切に保存し、良好な状態で後世に伝える」と、まずこれが1番目である。「さらに、今後も遺跡の発掘・調査研究が継続される場所として、発掘・調査研究自体、また、蓄積・深化していく考古学的知見や遺跡の表現手法の技術的発展を事業に適切に活かしていくことにより、特別史跡・世界遺産にふさわしい公園整備を実施する」ということを最初に掲げております。

これがまず1番目でして、では「適切に活かしていく」という活用の方法を書いてあるわけですけれども、それはどういった活用の方法になるかということを2番目に書いてまして、それは「古代国家の歴史・文化の体感・体験」、それができる公園であるべきでないかということを書いております。その中で、「遺跡の公開や空間スケールを活かした遺跡の表現、平城宮跡周辺の古都奈良の歴史的・文化的景観と併せ、往時に思いを馳せることのできる景観の形成を図る。また、興味を引くわかりやすい解説や多彩なイベントを実施する」、こういったことによって古代国家の歴史・文化の体感・体験を行うことができる、これが大きな基本方針の2番目になるんではないかということを書かせていただいております。

それから3番目として、今のは宮跡の内容とか、宮跡自体のお話になるわけですけれども、当時の歴史的背景を見ますと、これが国際的な都であったということもありますし、事実、宮跡が奈良の玄関口になることもありますので、「古都奈良の歴史・文化を識る拠点づくり」ということを3つ目に書いていまして、「古代において国際都市であった平城京の

中心の地として、古都奈良の歴史・文化を伝える情報発信のセンターとなるとともに、歴史・文化等を通じた国際交流の拠点として活用を図る」、これもまた大事な視点であろうということで3つ目に書かせていただいております。

また最後に、これは現在の利用のされ方というところから多く挙がっている声を反映しているものでございますが、これから公園になるということで、やはり「国営公園として利活用性の高い空間形成」を図っていくことが重要ではないかと。この宮跡に訪れた方々が、「快適な空間づくりときめ細やかなサービスの提供」のもとに、「四季を通じて、一日を充実して過ごすことのできる公園」であるべきではないかと、これを基本方針に書かせていただいております。それとともに、現在の宮跡の中ではガイドボランティアの方などがいらっしゃいますけれども、そういった「地域住民・NPOの方々を初め多様な主体が管理運営に参画し、公園に集う人全てで育む公園」としたいということを視点として書かせていただいております。

以上が基本方針でございます。

続けて、導入すべき機能にまいります。

この基本理念・方針を受けて、実際にこの公園にどういった機能を盛り込むべきかということを、まず貴重な歴史・文化資産であるということを認識し、その適切な保存を前提とした上で設定するということで、6本の機能を書かせていただいております。

これらについても、第2回目の委員会で素案としてお示しさせていただいたものと内容的に大きく変わっているところはございません。

1番目が「歴史・文化体感・体験機能」、それから2番目が「歴史・文化交流拠点機能」、また3番目が奈良の他の観光地と連携するゲートウェイの役割を持たせるといったような「観光ネットワーク拠点機能」、また4番目が宮跡内に、それは未発掘地であるということが大きく背景にあるわけですけれども、現状として豊かな自然的環境が残っている、これが都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして位置づけられるということがありますので、こういった「自然的環境保全・創出機能」、それから同じような形での「レクリエーション機能」、また最後に、先ほど言った国営公園として利活用性の高い空間形成ということで「利用サービス機能」、これを充実させるということを書かせていただいております。

これ、機能の中身を書いてあるだけなんですが、実際にどういった形で具体的に展開していくのかといったことを資料3の21ページから少し補足で書かせていただいておりまして、これを見ていただきますと、一番厚く書いてあるのは「歴史・文化体感・体験機能」になるわけですけれども、例えば地下遺構の公開、出土品の展示など本物の遺跡が持つ力を活用するであるだとか、主要な遺構については、十分な調査研究成果に基づいた上で実物大の復元を行い、往時の平城宮の姿を感じていただくような場所にしようといったようなことを書かせていただいております。

では、また基本計画、本体に戻りまして、8ページの公園区域の話を説明させていただきます。

冒頭、「はじめに」でお話しさせていただいたとおり、本公園は、特別史跡であり、世界遺産の構成資産の一つである平城宮跡の一層の保存・活用を図る、これが大きな目的でありまして、その目的のもとに、一つの公園として都市計画決定を経た後に、国と奈良県を中心とした地元が連携し、整備をしていく公園であります。

そういう時に、平城宮跡については、これまで文化庁を中心に、土地が国有化された後に発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復元、遺跡表示等の保存整備が進められている場所でもございます。ですので、このような経緯を踏まえて、公園区域につきましては、この平城宮跡が国有化された土地の区域を中心に、先ほど説明させていただきました6つの導入すべき機能を展開する上で必要な区域として、特別史跡区域の周辺にこれら機能を満たす区域を取り込む。具体的には、史跡平城京朱雀大路跡の区域とその両側、東西の区域、それから現在、今、東院庭園が復元されるその南方部分、東院南方遺跡と呼ばれている区域、これを取り込むこととした上で公園区域の設定を行っていきたいと考えているところでございます。

この公園区域につきまして、中心とする区域、また取り込む区域と書かせていただいている区域、これはいずれも公園にとって必要な区域というわけですけれども、これを、どういった使い方が考えられるからこのような区域を取り込んでいるのかといったことにつきまして、資料3の24ページ、こちらにそれぞれの区域の特徴なり、またこういったことで使っていけばいいのではないか、だからまさに区域として取り込むんですよという話を補足で書かせていただいております。

なお、この公園区域につきましては、「都市計画公園の検討区域」というタイトルで、少し外側の線を太めに書かせていただいております。これにつきましては、先ほど県さんの整備のところで各委員の方からのお話がありましたけれども、実はこの公園につきまして、この計画を策定した後に、この計画をもとに都市計画の手続に入ってまいります。この都市計画の手続の時に、なぜその区域が必要かということを説明するためにも、この計画を策定するわけですけれども、実際の区域取りということにつきましては、ご地元のご理解もいただいた上で、この都市計画の手続の中で最終的に確定していくということになりますので、今、線としては少し太めの線を書かせていただいているという状況でございます。

繰り返しになりますけれども、この区域の中で、これから述べさせていただきます施設整備、どういうことを行うかということを整理させていただいた上で、最終的な区域確定については、この後、手続の中できちんと地元にも説明をして、ご理解をいただいて、それは実際に都市計画を行う決定主体が奈良県さんになりますので、奈良県さんと実際の事業を行う私たちとが連携をして、その手続をきちんと進めていきたいと思っているところでございます。

なお、この公園区域、これで全体が約130ha、こういう程度の公園になっております。

次に、空間配置計画、前回一番大きな議論となった部分でございますが、前回、大きく3つのゾーンに分けているということをやっていたわけですが、今回は大きく4つのゾーンに分けるというような計画を立てております。

9ページ、「空間配置計画」、基本計画の方は結論しか書かれてないんですけども、実はこの結論を導くために条件整理をいろいろしてまして、それが資料3の方では26ページから綿々と書いてある部分になっています。

今日お配りした資料1の方、「委員意見とその対応」というところを見ていただいたらわかりやすいかと思いますが、前回、このゾーニングは非常に大きな議論になりました、それは、ちょっと私たちの方のご説明がよくなかったこともありますて、中心部分だけが歴史・文化体感・体験機能に資するというような書き方をしてしまったということと、それからゾーニング自体が、公園の内側の話だけで決まると、もっと、例えばアクセスの話であるだと

か、周辺景観の話であるだとか、周辺の土地利用の状況なり土地活用の状況なり、こういうことを踏まえて、きちんとゾーニング、中が決まるということもあるのではないかといったお話、これが私たちの方の説明なり分析が不十分であったということで非常に多くのご指摘をいただいたわけですけれども、そのご指摘を踏まえまして、今回はこの空間配置計画、ゾーニングと、それから基本動線の設定につきまして、大きく歴史資産、それから景観、アクセスの問題、現況利用・地域ニーズ、この4点の状況を踏まえて設定することとしております。

ここで、資料3の方を、このゾーニングにつきましては、めくりながらご説明させていただきたいと思うんですけれども、まず歴史資産の話なんですが、資料3の27ページをごらんください。

まず、「歴史資産の状況」ということですけれども、この「歴史資産の状況」というのは、もう少しわかりやすく言うと、要はこの宮跡の中にある遺跡が、どういった発掘調査・研究の状況にあっていて、またそれが現在、どういった形でもって遺跡の表現等がなされているかといった部分でございます。

これにつきましては、今、前にも映してますけれども、28ページに状況を整理した図面を載せております。簡単に申しますと、要は中心部分、この水色の部分につきまして、これがかなり発掘調査・研究が進んでいて、その結果として建物等復元があるだとか、遺構表示等がなされている区域になっているということです。一方では、周り、緑色の区域というのは未発掘のところが多くて、それゆえに大きな建造物というのは今建っているわけではない、緑地となっているといった部分でございます。

その中心部分につきましては、一つ、実はこれちょっと、宮内道路ということで判明分が3本書いてありますけれども、特に朱雀大路から朱雀門を経て第一次大極殿に至る「シンボリックな軸線」というふうに書いてある部分については、遺構表示等と相まって、まさにそこを歩くと歴史・文化体感・体験をよく感じることができると、往時の平城宮の姿をよく体感することができるということで位置づけられるのではないかということを述べさせていただいております。

とともに、今、水色と緑の区域というのが特別史跡平城宮跡の区域でありまして、この公園として必要な機能として、例えば各種サービスなどを盛り込んだり、場合によっては大きな建造物を建てるといった場合は、その周り、史跡指定外の区域を使うことになるのではないかということを書いております。

資料29ページ以降は、そういった状況の取りまとめを行うための背景となる資料を書いた部分になりますので、ちょっと割愛させていただきまして、次、33ページになりますが、「景観の状況」のお話です。

景観につきましては、私たちの方で、今回、宮跡の中で主要な視点場というのを、あまり多くはないんですけども、設定させていただきまして、そこからの見え方といった点について少し考察をさせていただきました。

あと、そういうものが周辺にどのような形で守られてるかといったことについても少し言及させていただいております。その言及部分につきましては、一番最後にあります周辺整備の方法に関する部分でございます。

これも、やはり整理したものを34ページに図面としてまとめておりますけれども、実際、宮

跡につきましては、第1回の委員会の時に現地視察をさせていただきまして、そこで実際に、特に第二次大極殿の基壇復元の上から四方を各委員の方々、ご出席いただいた委員の方に見ていただいているところでございますが、やはり景観分析につきましては、特に第二次大極殿の基壇復元の部分が非常に景観がよい場所として、ここからまさに往時も見られたであろう周辺の山並み等であるだとか、同時代、宮跡は宮跡になったわけですけれども、要は奈良時代にあったと考えられる建物、東大寺であるとか興福寺、こういったものを見ることができます。それは、先ほどの関係からいいますと、まさに真ん中にある建物等復原、遺構表示等を通じて、またそういった景観を見ることによって、宮跡の広がり、それから平城宮の広がりを感じることができるといった部分になっているものでございます。

そういう時に、周辺の広場というものが、歴史・文化体感・体験という点からも、実際にそこに緑地なり広場があつていて、それが非常に見通しをきかせる、また平城宮、平城京の広がりを感じる重要な前景になっているということを分析上、書かせていただいております。

一方で、宮跡の周辺部分につきましては、そういう景観を保全するために、宮跡自体は周りがやはり市街化が大分進んでいるという区域、そこには一定の都市計画の手法による土地利用の制限はかかっているわけですけれども、市街化が進んでいる区域ということもありますので、バッファーとなるような緑地を設けることがあるだろうということをまた書かせていただいております。

景観の部分につきましては、その後、実際にはどういう見え方をするのかということを35ページ、また36ページ、37ページと、資料としては載せさせていただいておりまして、また38ページにおいては、現在の周辺の都市計画手法による土地利用制限の状況を書いております。こういったことのご協力というのが引き続きこの後も必要だろうと考えております。

それから、39ページから、今度はアクセスの話が書いておりまして、このアクセスの話につきましては、先ほど奈良県さんからご説明があったこと、それを若干繰り返す部分があるんですけれども、現在の道路網、また計画の道路網を考えた時には、この宮跡のアクセスというのは大きく3方向になるんではないかということを考えておりまして、それはまず自動車交通としては、やはり今でもメインの道路として使われてる主要地方道奈良生駒線の方から、大宮通りの方から入ってくる、南側の部分がアクセスに重要ではないかと。

それから、先ほどお話をありましたように、一般県道谷田奈良線が将来は移設・移転される、それが宮跡の北側に移って、北東の部分で宮跡とタッチするということの計画になろうかということですので、その北東部については、やはり自動車交通利用ということでアクセスになるのではないかということ。

それから、宮跡の北西部につきましては、京都、大阪からもほど近い、短時間で来ることができる近鉄線の大和西大寺、ターミナル駅があるところとして、そこからのアクセス、限定化されるものではないかとは思いますけれども、徒步利用者が多いのかなということで、ここにも北西部にエントランスを設ける必要があるのではないかと思うと。

それとともに、前回の委員会でもご意見いただきましたけれども、その3つだけが入り口というわけではなくて、先ほど県さんのご説明にありましたが、この宮跡の中には広域の自転車道というのが現在ありますとともに、奈良市さんの方で「歴史の道」というのを制定されていて、周辺の歴史・文化遺産とつなぐ道というのがところどころにございます。こういったものが、それほど大きなエントランスではないかもしれないけれども、この宮跡にア

プローチするものとして必要なエントランスになるのではないかと、一定の例えれば情報サービス等を行うような、そういうエントランスにもなるんではないかというふうに考えておりまして、これをちょっと小さな、40ページでいいます小さな丸ではございますけれども、各種エントランスが必要ということを書いてございます。

それから、先ほど生活道路の話もありましたけれども、これもちょっと小さく書かれておりますけれども、やはり宮跡を通勤、通学の利用者の方々が実際使っているということがありますので、これは後の地域ニーズの話で同じ話をいたしますが、やはりそういった方々が宮跡を通って反対方向に行く、南から入った人が北、東から入った人が西に行くような、そういうアクセスなり動線の確保というのも必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

41ページ、42ページにつきましては、先ほど県さんからご説明いただきました資料を、国営公園の参考資料としても掲載させていただいておりまして、ちなみに43ページが広域のハイキング道・自転車道の状況でございます。

それから、44ページに現況利用・地域ニーズの話を書かせていただいておりまして、関連計画において宮跡に期待されている役割を述べているとともに、それから実際現況の使われ方として宮跡がどういう使われ方をしているか、それは一言で申しますと、現在ある緑地、広場的な部分が、やはり都市の中における貴重な緑のオープンスペースとして多目的な活用がなされているという状況があるといったことを述べさせていただいております。それとともに、先ほど述べましたが、通勤、通学の方々が宮跡を実際使われているという面もありますということを書かせていただいております。

こういったことをずっと整理させていただいておりまして、資料3でいきますと50ページに今まで述べていた歴史資産、景観、アクセス、現況利用・地域ニーズの状況を、現在のおおむねの区域ですね、特別史跡平城宮跡とその周辺区域、取り込むとした区域の中のそれぞれの区域の違いによってそれが整理されるのではないかと書かせていただいておりまして、非常に簡単にではございますが、50ページの右側に、大きくは4つの区域、特別史跡区域の中央部の区域、それから中央の両側の区域、それから外周の区域、それから史跡朱雀大路及びその両側の区域ですね、特別史跡の南側の区域、それぞれについて大きく土地利用の方向が分かれるのではないかと、これをゾーニングの考え方を持っていこうというふうに考えてまして、結果的に同じことが書いてます。今度は基本計画の方に戻っていただきたいんですけども、基本計画の9ページに、それぞれのゾーニング、4つのゾーニングを記しているところでございます。

簡単に説明させていただきますと、まず1つ目は「シンボルゾーン」として、これが歴史資産の活用を主とする空間として、発掘調査・研究が進んでおり、既に建物等復元、遺構表示等も行われている区域の中枢部ですね、中央、これをシンボルゾーンとして位置づけるというふうに考えております。ここでは、復元された建物等を中心とする歴史資産を最大限に活用した空間づくりを行っていくことによって、往時の平城宮の様子が、そこを歩き回ることで感じられるゾーンとすると。また、そこで歴史資産を生かした往時を彷彿とさせるイベントや歴史学習プログラムの展開等を行うことによって、この公園の中で最も大切な機能であるところの歴史・文化体感・体験、また歴史・文化教育・学習の機会を提供するようにしたいというところでございます。

次に、「緑地ゾーン」ですが、これにつきましては、歴史資産の保全活用とあわせて、景観であるとか自然環境の保全、またレクリエーション利用など多様な機能との調和を図る空間として、未発掘箇所が多い特別史跡区域中央部両側の区域を緑地ゾーンとして位置づけたいと考えているところでございます。これにつきましては、歴史・文化体感・体験という点からも、宮跡全体の広がりであるだとか、周辺地域との歴史的な関わりを感じることができる、そういう区域であるとともに、そこに整備されます多目的に利用できる緑地が、今お話ししました主要視点場からの眺望を確保することができるとともに、自然環境の保全・創出や多様なレクリエーション利用、これを両立したところになる区域になるのではないかと考えておるところでございます。

それから、3つ目、「外周ゾーン」でございますが、これは隣接地の緩衝とあわせて利用サービス機能の充実を図る空間として、この外周部を外周ゾーンとして位置づけたいというふうに考えております。

すみません、説明不足でしたが、皆様にはA3でお配りしたゾーニング図がありますので、委員の皆様、行政委員の皆様、それを一緒に見ていただきながら聞いていただくと、どこの区域を指しているんだというのをおわかりになっていただけるのではないかと思います。失礼いたしました。

続きになりますが、外周ゾーンにつきましては、この宮跡と隣接市街地のバッファーとなるとともに、エントランスであるとか、また公園利用に必要な利用サービス施設を宮跡内部からの景観に配慮しつつ配置するゾーンとしまして、周辺の山並み等への眺望景観の保全、要は周辺市街地の中に、宮跡から見た時に多少見苦しいかなと思ったものがあれば、それを遮へいする植樹帯等を設けたりする。また、すぐにこの後述べますが、循環動線という基本動線を配置して公園内の移動の利便性を高めるとともに、外部から出入りする動線とのネットワークを形成する区域にしたいところでございます。

次のページ、10ページになりますが、最後、「拠点ゾーン」として、これは史跡平城京朱雀大路跡とその東西の区域を拠点ゾーンとして位置づけまして、宮跡のメインエントランス、それから奈良観光のゲートウェイとして、公園全体の利用、管理・運営の拠点、それから歴史・文化交流拠点、観光ネットワーク拠点に必要な各種施設を整備するゾーン、またあわせて朱雀大路から朱雀門に至るシンボリックな動線の部分でありますので、この軸を強調し、平城京のスケールを感じさせる広がりある空間形成を行うということを考えたいゾーンでございます。

以上が今回新しく示させていただくゾーニングでございます。ただし、名称につきまして、実は事務局で少し悩んでいるところがありまして、なかなかうまい名称がつけられないなと思いながら、ちょっとこのような提示の仕方をさせていただいておりますので、もし名称について、今言ったようなことの内容のゾーンでございますので、何かご提案がありましたらばいただければと思っております。

それから10ページに、今度続きまして動線の話が書いてあります、動線の話につきましては、先ほど述べさせていただいたように、まず「エントランス」につきましては、メインエントランス、サブエントランスということで大きなエントランスが3つ、メインにつきましては大宮通りに接続する公園南部、またサブエントランスにつきましては谷田奈良線の移設道路が接続するところの北東部、それから西大寺駅からの最寄りとなる北西部があるかなと。

また、その他のエントランスとして、周辺の歴史・文化資産とを結ぶ自転車道やハイキング道の結節点といったものが、またそれから通勤、通学のために使うところもあるかと思いますが、そういったところがエントランスになるのかなと思っているところでございます。

一方、「園内動線」につきましては、宮跡内は多くの遺跡等の表現を見て、そこの中を歩き回ることで歴史・文化体感・体験に資すると、これが最も大きな話だと思ってますので、歩行者を中心とした動線を考えたい。一方では、ただ宮跡は非常に広大でありますので、この広大な園内を効率よく移動できるよう、自転車及び園内交通システムの導入を考えたこの動線を設ける、それを考えたい。しかしながら、これらは歩行者との交錯を避け、また景観上の支障とならない箇所に限定して設けるようにしたいと考えているところでございます。

それを具体化しますと、「歩行者動線」については、まず主要な施設とエントランスとを結ぶ主動線というものが、これは実際に施設配置を考えた時にあるだろうと。施設配置を考えた時にあるだろうということですので、このゾーニング及び基本動線図には、この主動線の絵はかかれではありません。もう一つ、この歩行者動線については、先ほど来から申しましてはいるとおり、具体的には朱雀大路から朱雀門を経て第一次大極殿に至る、これが非常にシンボリックな動線として、それなりのつくり方があるだろうと。これは後に施設整備で述べますが、往時の道路遺構、道路遺跡の姿を尊重して行う整備があるんだろうと考えてのところでございます。

それからもう一つ、「自転車及び園内交通システム動線」につきましては、各エントランスを結ぶルートを、先ほど述べた外周ゾーン、それから中央ですね、現在のみやと通りの付近にそれを配置して、園内を循環できる循環動線としてこれを設定する。自転車につきましては、この循環動線を通っていただくという考え方でございます。

基本計画、12ページにゾーニング図を描かせていただいておりますが、次に13ページに入ります。

13ページ、「利用・整備計画」につきましては、やはり宮跡で行う施設整備というのは、利用のされ方を考えた上で整備を行うことが必要だろうと考えましたので、タイトルは利用・整備計画ということになっておりまして、先ほどのゾーンを一つの利用・整備方針でくくられるところを、より細分化して、それぞれの、今度はエリアという考え方を持ってきていて、そのエリアで利用・整備方針を定め、そこに主要施設を当てはめていこうということでございます。

13ページ、今お話をしたことが「基本的考え方」のマルポチの一番目に書いていることでございますが、2番目以降につきましては、全体の利用整備に横断的にもかかわるものとしての事項を書かせていただいておりまして、具体的には、それぞれのゾーンが幾つかの位置だとか特性とかによってエリアに分かれています、利用・整備方針が書かれているという状況でございます。これにつきましては、本体と同じ内容ですね、参考資料の70ページの方に表としてまとめさせていただいておりますので、これを見ていただいた方が見やすいのではないかと思います。

この70ページを見ていただきながら、一方で皆様には基本計画の本体の17ページの方を見ていただきます。17ページが図になっていますのでわかりやすいと思います。

まず、「シンボルゾーン」につきましては、大きく4つのエリアに分かれるというふうに考えております。それは、端的に言いますと、建物等復元、遺構表示等の姿の違い、それから

中央部にあって、実はこの建物等復元、遺構表示につきましては、みやと通りの東側と西側で奈良時代前半、後半というように遺跡の表現の姿が分かれておりますので、そこを分断する緑地を設けるというふうにしているところでございます。

見ていただきたいのは資料3の70ページの表と、それから基本計画本体の方の17ページの図でございます。

この「シンボルゾーン」につきまして、建物等復元、遺構表示、遺構展示表現ということで3つに分かれておりますが、それぞれの遺跡の表現をどのように行うかということにつきましては、これは文化庁さんの方で策定された推進計画の整備ゾーニングを参考にさせていただいているものでございます。

要は、「建物等復元エリア」につきましては、建物等の復元を通じて往時の平城宮の姿を感じていただくと、「遺構表示」につきましては、建物の広がりを感じていただくと、「遺構展示表現」につきましては、さまざまな遺跡表現を見て学んでいただいて、あわせて実際のさまを見て、同じように平城宮の姿なり広がりを感じていただくと。「緩衝緑地エリア」については、時代の異なる遺跡の表現を分断するというものでございます。この「建物等復元エリア」について、主要施設が第一次大極殿院の中に特に括弧書きで詳しく書かれておりますけれども、特に第一次大極殿院につきましては、文化庁さんの方が2010年の公開を目指して今、正殿の整備を進められている中で、ここが一つの本当にシンボリックな空間として、当時、築地回廊という7, 8mの高さの回廊で囲まれていた非常に静謐な区域であったということから、その整備を重点的に行っていきたいなど、その空間を利用した各種イベントも行っていきたいなどというふうに考えているところでございます。

その他、次のゾーンのお話しをしますけど、「緑地ゾーン」につきましては、中央の両側というか東西によって自然環境等が少し異なるところがございますので、そういうところの広場の整備、またそれから現在の自然的環境の使い方というところについて少し違いを設けております。主要施設については、広場整備が主になるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、「外周ゾーン」につきましては、エントランスを置くところと、周辺との遮へい物を置くところといったところに大きく分かれるので、その遮へい物につきまして、植樹帯を置くという場合と、それから実際に発掘調査・研究成果を活かした形での大垣であるとか条坊道路をきちんと整備して動線等も確保するところというのに分かれて、外周ゾーンについては3つのエリアで分けさせていただいております。主要施設としては、大垣・条坊道路といったものが置かれるのかなと思っております。

それから最後、「拠点ゾーン」につきましては、史跡である朱雀大路の部分と、その両側の区域で大きくエリアが分かれると思っていまして、「朱雀大路エリア」の部分と、それから「拠点施設エリア」として、ここについては公園の管理の機能を置く、公園管理センターが置かれるとともに、この平城宮跡のガイダンス機能を置きます。また、平城宮跡から出土したようなものを置くような平城宮跡展示館、それから歴史・文化交流であるとか、また古都奈良の歴史・文化全体の情報発信を行う歴史体験学習館といったものを、これは実は県さんが中心となる整備の区域と国整備の区域が一つのエリアの中にある区域でございますので、両者で整備をしていくのかなと思っています。一方、西側の区域は、先ほどパークアンドバスライドの話がありましたけれども、大きくは交通ターミナルがつくられ

て、また観光案内所でありますとか飲食・物販施設がつくられる区域としてそれを設定したいと考えてるところでございます。今言ったものが主要施設になるかなというところでございます。

基本計画のほう、今度18ページをちょっと見ていただきたいと思いますが、18ページからは、「エリア横断的な施設の整備方針」として、園路、植栽、それから駐車場、トイレ等の利用サービス施設の話を書いてます。

これらは、各エリアごとの主要施設というよりは、各施設の整備、公園全体の整備方針が定まっていて、それによって実際の配置が決まるだろうということで、こういった書き方をいただいているわけでございますけれども、こちら、「園路」につきましては、先ほどの動線、主動線、シンボル動線、循環動線といった部分に園路を置くといった考え方方がございます。

「植栽」につきましては、遮へい植栽等の話があり、一方で、宮跡にふさわしい景観づくりを持った植栽として、往時からあるものを用いることを原則とするといったようなことを書かせていただいております。

それから、「駐車場」につきましては、繰り返しになりますけれども、先ほど奈良県さんがお話しされたパークアンドバスライド駐車場の話がありますので、これが宮跡の自動車利用での中心になるのかなと。この区域内に設ける駐車場については、現状の整備台数、これ420台あるのですけれども、この整備台数を上限に、エントランス周辺に景観上の悪影響を与えない形で再配置を行うということを考えております。

また、「トイレ」「ベンチ・休憩所」等々のお話は、景観上、目立たないように適切な位置に設けるということを書かせていただいておりまして、19ページ、「軽飲食等施設」については、実は軽飲食等施設につきましてはエントランス部分に置かれるとともに、この宮跡の中央部ですね、これだけはちょっと図面を見ていただきたいと思うんですけれども、参考資料でいいますと72ページになりますけれども、これが今お話しした利用サービス施設等の配置が書かれているのですが、この軽飲食等施設、飲料等の提供を行ったり、また簡単な物販を行うような施設を、やはり宮跡広うございますので、エントランス部分、メイン、サブの3つのエントランス部分以外に、こういった中央の植栽帯のような中に目立たない形で設けられないかなというふうに考えているところでございます。

なお、今言った整備方針に従った時に、各利用サービス施設等はどういったエリアに設けられるのかといったことにつきましては、先ほどから見ていただいている70ページの表の一番右側に丸づけをして整理をさせていただいているところでございますので、参考にごらんください。

こういった主要施設、それからサービス施設等々が定まったところで、基本計画平面図というものを基本計画の20ページに示させていただいている。各委員、行政委員の皆様につきましては、A3でお配りさせていただいている紙の2枚目に同じものが載っております。

結果として、今回の公園につきましては、現在宮跡内にある道路、鉄道、それから文化財の調査研究施設等が、条件が整い、すべて移設・移転された、まさに長期的な整備、管理を念頭に置いたものとしてはこのような絵になるだろうということで描かせていただいているものでございます。細かな施設については、これから設計をやっていく段階で、幾らかの形が変わるとか、若干の配置が変わるということはあるかと思いますけれども、大きな考えとしては、このような整備の考え方ということでございます。

続けて、最後まで説明させていただきますが、基本計画につきましては、21ページから、今度「管理・運営方針」ということを書かせていただいております。

「管理・運営方針」につきましては、基本的な考え方を4つ示させていただいてまして、それに基づいて、それをもう少し詳細化したものとして、「運営の方針」と「維持管理の方針」、それから最後に「管理・運営体制」の話を書かせていただいております。

「基本的考え方」につきましては、前回、第2回目の委員会でお示しさせていただいたものと大きな変更はございませんけれども、まず往時の歴史・文化を楽しみながら識ることのできる管理・運営が必要でないかということ。それから、発掘調査・研究成果と連動した管理・運営が必要だということ。発掘調査・研究の成果を活かした形、それを適切に反映していくことが必要じゃないかということを2番目に書かせていただいております。3番目が、多様な主体のボランティア参画を通じた管理・運営の充実を図っていくという姿勢が必要だということ。それから最後に、国営公園にふさわしい高水準の管理・運営をやっていくことが必要ではないかということを書かせていただいております。

そのそれぞれをもう少し詳しく、運営面と維持管理の面から書かせていただいているのが22、23ページでして、代表的なものとして、運営については、きちんとリアルタイムの情報を提供したり、また往時の歴史・文化を楽しみながら識ることができるよう、先ほどお話ししました施設整備、遺跡表現等を活かしたイベントをきちんとやっていきたいと。また、展示につきましても、どういった遺跡の表現、遺構表示等を行っているのかといったことについて、わかりやすい展示を行う。また、サインの設置について、必ずしも今現在遺構表示等がなされてないものについても、来園者が往時の平城宮を意識できるような、そんな情報提供を伝えるということが必要ではないかというようなこと。また、公園として必要な高齢者や障害者等のサポートであるとか利用マナーの向上云々といったことを書かせていただいております。

また、維持管理の方針につきましては、これもしごく当然のことではあるんですけれども、来園者の方々が利便性、快適性を感じる施設管理をきちんとやっていきたいということを書かせていただいております。

それから、最後の管理・運営体制につきましては、第1回目の委員会の時に委員からご指摘もありましたけれども、この公園は特別史跡平城宮跡のまさに史跡の上に設置される公園ということでございまして、また史跡平城京朱雀大路跡につきましては、これは奈良市さんの史跡であるということもございまして、この公園の管理には各種の関係機関が関わっています。そういう方々に今回行政委員として出席いただいているわけですけれども、この公園の管理につきましても、こういった関係の皆様方と役割分担を行い、連絡調整を密にし、責任ある体制での公園管理・運営を行っていきたいということを書かせていただいております。

それからあと、項目としては2つございます。

1つは、「段階整備の方針」でございます。ここの段階整備方針の段落のところに書いてますとおり、現在宮跡内にある施設というのは、鉄道だけではなくて、道路、鉄道、それから文化財の調査研究施設等が設置されている状況でございます。公園整備につきましては、これらの施設の移転・移設等のタイミングに合わせて順次公園の整備を進めていくということになるわけですけれども、これら移転・移設というのは非常に長期間かかるだろうということも考えられるので、公園としては、整備の途中段階でも公園が担うべき機能を可能な限り

発揮できるものとするために、次に掲げる方針のもと、段階的に整備を進めるということが計画の決定事項であるべきなのかということで、ちょっとこのような書き方をさせていただいております。

具体的に一つの例として、鉄道が残っている姿があるのかなと思ってまして、今回は、それを参考資料として、鉄道と、それから文化財の調査研究施設等が公園の中に残っている姿というのを参考資料として載せていただいておりまして、それが81ページに載っている絵でございます。

委員、行政委員の皆様方におかれましては、基本計画平面図との見比べをしていただければと思いますが、白抜きでかかれている鉄道、それから左側のちょっと灰色になっているところ、調査研究施設等が残っている姿でございまして、資料の82ページを見ていただきますと、その中で特に変わった部分というのが書いてあるんですけれども、大きくは、要は動線が変わると思ってまして、その動線を必要なものとして設置する必要があるだろうと。それにつきまして、特に鉄道の部分につきましては、現在ある踏切、それから、この後ちょっと奈良県さんから補足をいただきますけれども、1300年事業にあわせて設置し、またその後それを存置するつもりである踏切、これを活かした形の園路整備を行う必要があるのかなと考え、それでもって公園利用者の利便性を確保しようというふうに思っているところでございます。

そういたしましたら、踏切の件について補足お願ひいたします。

○奈良県（水本）

奈良県でございます。

先ほどお話をさせていただきましたように、近鉄線が相当な期間がかかりますので、移設までの当面の措置としまして、近鉄線をまたぐ動線を確保するために踏切設置を考えております。

この踏切、2010年の遷都1300年祭までに設置いたしまして、イベントに利用しまして、イベント終了後も、公園の機能を有効に発揮いただくように、存置させたいと考えております。また、同時に、来訪者、歩行者の観点から、横断防止柵を設置したいと考えております。

設置位置でございますけれども、先ほども説明ありましたように、朱雀門から大極殿につながるようなシンボル動線として位置づけられておりすることから、この線上で動線を確保したいところでございますけれども、中心線の位置で設置しますと、朱雀門から大極殿を見た時に踏切がかぶって見えるということで、景観に好ましくないということでございまして、景観を阻害しないように、シンボル動線の視線の外側に踏切を持っていくということで、センターラインから約40mぐらい西のところに踏切を設置したいと考えております。

さらに、朱雀門から見たら、踏切が見えないように植栽等で遮へいすることも考えております。

以上でございます。

○舟久保副所長

ありがとうございました。

国の方としましては、繰り返しになりますが、そういったことを踏まえて段階整備のところで園路計画を考えていきたいというふうなところでございます。

それから、最後、基本計画でいうと25ページになりますが、最後に、公園の計画そのものではないんですけども、この平城宮跡を基本理念及び基本計画を活かす公園とするためには、

公園の中の整備だけではなくて、その外側の整備、周辺整備についても重要であろうということで、奈良県、奈良市さんが主体となり、地元の理解と協力を得ながら進めていくことが求められるものとして、大きく4つ、「周辺環境、景観の保全、形成」、それから「交通ネットワークの整備」「総合的な雨水排水対策」「公園整備を核とした魅力ある地域づくり」の話を最後に計画として書かせていただいてるところでございます。

雑駁な説明になって、ちょっと長くなってしまって申しわけなかったんですが、説明については以上でございます。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。

一括して説明していただきましたので、少し長くなりましたが、ここで5、6分、休憩をとらせていただきます。

(休憩)

○平野委員長

それでは、協議を再開させていただきます。

先ほど事務局の方から説明がございました件に関して、ご質問、ご意見等ございましたらどうぞ、ご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○藤井委員

大変よくまとまった話だと思うんです。一つ、これ、最初からここで議論あったと思うんですが、調査研究が進んでいくということと、それから何分大きな施設ですから、これから調査研究と、それから整備が進んでいった段階で、また進めていた事業が少し施設に対して具合の悪い点が出てくると、そういう点が多少起きると思うんですね。これは、今予測できない、要するに更地でないわけですから、予測できないことが起きると思うんですが、それに対して、もう一度再チェックができるというふうな仕組みというのをどこかに明記していくだけると、途中の計画変更ですね、そういうふうなことを少し含めていただけるとありがたいなというふうに思うんですけども。

○平野委員長

そのご意見、実は前回もございましたので、事務局ではかなり気にして、それは読める方向で書いているつもりだと思います。具体的には、どの辺で事務局は読もうということにしておるわけですか。

○舟久保副所長

事務局ですが、一番大きな話としては、基本方針にそれを記すべきなのかなと考えてまして、基本計画でいうと6ページの「①特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用」というところの「さらに」以降なんですけれども、「今後も遺跡の発掘・調査研究が継続される場所として、発掘・調査研究自体」、その後「蓄積・深化されていく考古学的知見や遺跡の表現手法の技術的発展を事業に適切に活かしていく」ということを書かせていただいている、一応その方向性はここにきちんと記しておきたいというふうに考えて記した部分でございます。

○藤野所長

あと、公園計画自身が、例えば物すごく大きな改変を必要とするような発見とか社会情勢があった時には、公園計画自身の基本計画改定作業もまたありますので、こういう形の文言を入れさせていただいて、計画としては、まずどういうものを整備するかということをまとめないといけませんので、こういった平面図にありますような形の地物、目的等々整備させていただいて、今、藤井委員からのご指摘ありましたようなところについては、今ほど説明したような運営の方で対処していくことになろうかというふうに考えております。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○佐藤委員

私も、藤井先生と同じことをちょっと考えたんですが、それは恐らくゾーニングとの関係だと思うんですね。例えば、今回の緑地ゾーンとかになって、芝生広場になったけれども、そこを今度は発掘調査しなくちゃいけない時にどうするかとか、そういうことだと思いますので、その点、やっぱりもうちょっと柔軟な形で整合性を、ゾーニングとの間でも整合性をとっていただければと思うんですが。

ついでにちょっと幾つか意見を申し上げたいと思うんですけども、計画全体は、私、すごくよくまとまってきたと思っておりますので、気の付いたことだけ申し上げます。一つは、これは新しい考え方だと思うんですが、視点場からのビューを見ていただいてて、これはこれで第二次大極殿の基壇の上とか、いいなと思うんですが、私はもう一つ、ビューとしては、復元された朱雀門ですか、あるいは今復元している中央、第一次の大極殿の建物を見る方のビューもあると思ってるんです。現在も、平城宮跡を歩くと朱雀門がすごく目立つんですが、これからは大極殿もランドマークになると思ってまして。私はその朱雀門とか大極殿を見る場所についても逆にビューとして確保していただきたいと。

それで、前回も申し上げたんですが、今回も中央緩衝帯の植樹帯というのを考えておられるんですが、私はあまり高い木は植えていただきたくない、やっぱり大極殿からも、現在の第二次大極殿の基壇の上からも朱雀門が見えたり、垂仁陵が見えたり、あるいは新しく建つ大極殿が見えるというようなことはお考えいただきたいなというふうに思っております。

それで、外周にも何か周りとの遮へいとしてというようなことで植樹をお考えのようなんですけれども、その場合もちょっと気を付けて、平城宮跡側から見た山並みが見えなくなるようなことはお気をつけいただきたいというふうに思っております。特に外周ゾーンは、私は外周一周コースもつくっていただきたいと思ってるんですけども、ちょっと気になったのは、9ページの空間配置計画で外周ゾーンを隣接地との緩衝としてというお考え、これはこれでいいと思うんですが、世界遺産では特別史跡平城宮跡がコアになってるんですよね。緩衝地帯は、その平城宮跡の外につくるというのが基本的な考え方なので、その点の整合性だけは、後で世界遺産の方でも多分こういう計画が検討されると思いますので、お考えいただきたいというふうに思います。

それから、ついでなので、軽飲食施設をみやと通りの真ん中あたりに計画されているのは、いろいろ条件がおりなのかもしれないんですけども、私はちょっと大丈夫かなと思うのは、ここで多分、またいろんな意味での交通の遮断になっちゃうんじゃないかなということと、さまざまな施設がついでに必要になってくると思います。附帯施設が必要になってくる

と思うので、むしろ今ある遺構展示館とか、そういうものに近いところの方が私はふさわしいんじゃないかなというふうに思うんですね。関連して水道だとかいろんな施設をつくるなくちゃいけなくなる可能性があるし、物の運搬などで道を引かなくちゃいけないとかいうことになると思いますので、ちょっとこれはよくよくお考えいただきたいなというふうに。

それから、これも前回申し上げたんですけれども、説明板とかをたくさん設定していただきたいと思ってまして、緑地ゾーンになっていたとしても、そこに例えこういう役所があったということが明らかになってる場合、ここに何があったか、あるいは外周ゾーンでも、平城宮跡の宮城12門の門は、私は大変重要な、本来ならそこから入っていただきたいわけなんですけれども、その門なども、一部佐伯門とか整備はされているわけですけれども、今残念ながら死んでしまっているので、それをむしろもうちょっと、それも見ていただきたいということもあったりもして、それから緑地ゾーンであってもそういう説明板をたくさん設定して、歴史を体感していただきたいというふうに思っておりますので、これは多分恐らく私の杞憂で、緑地ゾーンだからといってそういうことはないとかいうことではないというふうに理解はしているんですけども、ちょっと心配なので、外周ゾーンでも水上池の南側のところで既に施設整備してあるところがあって、あれなどはむしろ整備地区として残していくいただきたいなと思っておりますので。

それから、最後に一つ気になったのは水路のことなんですけれども、現状でも古代の基幹配水路にさかのぼる水路があったりして、結構平城宮跡の中、水路が北から南に流れているんですが、この中央緩衝帯と言われてるところも当時の基幹配水路の立派な石組み溝が流れていますし、私は幾つか、本当はこの基幹配水路も整備して、石組み溝を再現していただいてもいいと思ってるんですが、これをどうするかというのは、私は恐らく水仕舞を考える上で大変なことだと思うんですけども、それがちょっと今の図面になくて、これはもうちょっと実施段階で話題になると思うんですが、ちょっと頭に入れておいてくださいといつた方がいいのではないかと思いました。

以上です。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。最後の水路の再現というのは非常に大事なことであろうかと思いますね。

それから、周辺ゾーンの隣接地との緩衝という言葉は少し考えられた方がいいかもしれませんね。今の話の世界遺産との関連が出てくるということであれば、緩衝と言わなくても、ある程度、消さなくちゃならないものは消すという意味の植栽計画はできると思いますので、その辺の文章を少し検討してください。

はい、どうぞ。

○尼崎委員

前回の議論を踏まえて、大変わかりやすい、総合的な資料ができたと思います。大変だったでしょうが、どうしてもちょっと気になることがあります。基本理念として“奈良時代を今に感じる”空間を創出することがあげられてますけども、中心は言ってみれば、時間軸での考え方ですね。その基本が保存だと思うんですけども、活用というのは、それをどのような空間を創出することによって現代に活かし、未来へどう伝えていくのか、ということですが、その時に特別史跡、世界遺産であることの重要性を認識のベースにしましょうということです。

とだったと思います。ところがこの文章には文化庁の基本構想、基本方針、推進計画を踏まえてという表現はあるんですけれども、何をどう踏まえたのかという具体性がちょっとわかりにくい。そのあたりの説明がもう少しあった方が良いのではないですか。

時間とともに重要なのが空間軸なんですね。土地柄というんですか、風土性というのか、景観面での分析も充実しているんですが、上野委員もおっしゃいましたように、利活用の上位に観光資源が出てくる一方で、住民の方々の生活の場であるという現状認識がどうしても後回しになるというか、理念としては書かれてるんだけども、本当にこれでいいのかとの検証がまだまだ必要ではないかという気がするんですね。

また、全体として、動線は縦軸が弱いように見えます。横軸の、拠点から拠点への動線はあるんですけど、実際の空間と空間、あるいはその空間に入った時の縦軸の弱さがどうしても気になるので、生活空間としての在り方等とあわせて、綿密に検討すべきじゃないかと、このように思います。

時間軸と空間軸において、文化財の保存と活用という、理念をどう実現しつづいくのか、そこに生活空間としての視点をいかに巧く組み込んでいくのか、その辺の工夫が必要だというふうに感じました。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。推進計画をどう活かしていくかというのは、全面的に私、活かしているような気がするんですが。何かのために推進計画の文言を取り入れなくちゃいけんとか、そういうことがあるんですか。

○尼崎委員

活かされてると思うんですけど、みんなで共有するためには、特別史跡・世界遺産を文言として入れたように、計画の基となる部分については、もう少し具体的に明示しておいた方が良いのではないかという意味です。

例えば、どうして第一次大極殿なのか、あるいは複層する遺跡をどう扱おうとしているのか、そういう基本的な認識についてどこかできちっと書いておいた方が、総合的に理解しやすいんじゃないかなということです。

○平野委員長

わかりました。普通、三内丸山にしろ吉野ヶ里にしろ、ある時代を想定して、その時代の復元をするという前提で全部計画が成り立っておりますので、そういう仕掛けで書いてあるんですよね。はじめからそういう書き方をしてきてる、それが普通の書き方だと思うんですが、ここで推進計画を受けてということを何回も繰り返し頭の方に言っておりますのは、そうなってないということなんですね。第一次を復元してると、片一方で第二次も遺跡を利用してるというような形になってますから。

○平野委員長

何か関連してご意見ございませんか。

○藤野所長

基本的に今回の計画をつくるに当たって、例えば参考資料の64ページにありますゾーニング関係とか、復元するその地物等々についても、基本的には推進計画の中で定められたものを基本線として、その上で実現性とか今の発掘成果の状況を見ながら、こちらの方で地物等々、具体化できるものを選定してきてという部分もございますし、基本的にこの公園が持ってい

る理念というのは、文化庁さんの推進計画と全く同一の考え方で来ておりまして、全体がある意味階層構造になっているようなものになっておりまして、どこの部分がと言わると、どこもそうなんです、というところが実はあって、非常にちょっとお答えしづらいのですが、文化庁さんの推進計画と当方の基本計画が表裏一体みたいな形になっているというふうに私ども思ってましたので、どのようにお答えすればいいのか・・・。例えばの話でいきますと、今申し上げたような部分については、全面的に推進計画にのっとって今回の資料を作成させていただいております。

○平野委員長

縦軸が弱いという空間計画の方のお話は、それと違う、みやと通りとか、あっちの方の話になりますか。

○尼崎委員

そうですね。

○平野委員長

そうですか。

○舟久保副所長

事務局からよろしいでしょうか。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○舟久保副所長

繰り返しになりますけれども、今回、中身として踏まえさせていただこうと思ってまして、文化庁さんにもお話しさせていただきながら、実際に推進計画に、特に建物等復元、遺構表示等の施設については、推進計画に書かれているものを基本的には引き継ぐなり整備することになるのかなということで計画をつくらせていただいているものでございます。

ただ、その推進計画の中では、それぞれの施設について、数行ではあるんですけども、奈良時代前半の中心的な施設であっただとか、そういうことが触れられてはいるんですね。そういうことが、今私たちがつくってる基本計画が、単に施設の名前だけを書いていて、実際にそれはその施設の整備を行う段になって、施設の整備をして、それを利活用する時に当然その表示等は必要だと思ってまして、例えば22ページ、運営のところにおいては、「展示」というところで「建物等復元、遺構表示等については、往時の役割はもとより、その意味する内容等の解説を充実するなど、わかりやすく、興味をかき立てる展示となるよう見せ方を工夫します」というようなことを書いているんですね。

ただ、それが、あらかじめ計画の中でよくわからないということでのご発言であれば、参考資料の方になるんですけども、第一次大極殿というのは当時このようだというふうに言われてる施設ですよということを、推進計画を踏まえて、少し補足としては書くようにはしておきたいと思います。

○尼崎委員

これはこういうものですよという説明はもちろんですが、整備の基本となる考え方というのも重要でしょう。その考え方から計画に至るプロセスを何らかの方法で示しておくのが良いと思うのですが……。

○平野委員長

むしろ事務局は、それを意識して、再三推進計画を書き上げてるというのが事実なんですね。

○藤野所長

第1回目の委員会で、副委員長の方からソフトの面というご指摘があって、どうしてこういうものを、こんな形で公園整備をしていくのということについて、できるだけ書き込むように努力してきたつもりではございます。

例えば、13ページあたりに書いてありますように、このエリアでどういうことをやりたいから、ここはこんなエリアだというその理屈については、そういった各エリアごとについて、そういったところで整理をさせてきていただいている。

今回の基本計画においては、いろいろそういった地物というのも代表選手としていろいろ書かせていただいておりますが、こちらについて、私どもが公園整備をするということで、各エリアごとの目的であるとか、ソフト的にどんなふうに使いたいとかということを表現させてもらってきてまして、地物の部分については、ある意味、推進計画に依存してきているという部分が多くそれはあるんです。だから、そのエリアにあるものを、推進計画の中である地物を前提として書かせていただいているというところもありまして、尼崎委員がおっしゃる部分については、この中で書き込むべきかどうかというところについては、そこについては、理屈は当然、なぜ第一次大極殿がそこで必要なのかということについて、私どもも、エリアとしてそういうものが必要で、その代表選手として第一次大極殿というのがやはり奈良の時代を感じる点の中では不可欠だという観点の中で書かせていただいているというふうに整理をさせているつもりではあります。

個別具体に各建物について、どうしてこれを建てるのということについては、今回個別の建物、地物について、これをこれをというところまで、厳密にというところまではまだいっていない部分もありますので、そこについての理由づけというのは、今のところ、まだ先送りをしているというのが実態のところかなというふうに思うんですけども。

○小林行政委員

私も、文化庁の保存整備推進計画の策定の時から関わらせていただいて、ちょうど今日、分厚いファイルの中に、推進計画が中ほどに入っておりまして、私が申し上げる話じゃないかも知れませんけども、もともと昭和53年にいろんな議論があって、第一次大極殿を核にした院地区の復元を主軸にして、あと第二次では遺構を中心にという大枠が決められて、しかし大極殿まで、ほぼ全体、昭和53年のとおり来たんだけれども、その次のステップをどうするかという段階でこの国営公園の話が出てまいりました。

そういう意味で言うと、この推進計画の34ページの成果が、まさにこのゾーニングで院地区の復元をやるんだと。しかし、復元は、大まかなところはそこまで、その周辺については基本的に遺構表示をするんだと。整備としては、大極殿を受けて、院地区の回廊というものを、文化庁の基本構想を受けて、国土交通省としては、もちろん文化庁との連携のもとに、きちっとした形で復元していくんだと。それ以外のものについては、遺構をきちっとして、なおかつ公園ということが入ってくることによって、もう少し利用面だと、あるいは先ほど表示の話が出てましたが、表示面だと、あるいはソフト面だと、そういうことで充実をして、管理体制もきちっとしていって、お客様を迎える体制をもう少しきっちとしようと。それの一番の核が史跡の区域外に、ここでいいますと拠点地区と呼んでるところで、きち

とした展示施設の受け皿をつくって、今、奈文研で展示をしている施設をベースにしながら、それをよりきちっとした形で整備をする、いわばその拠点施設と院地区の復元というのが2つの軸になって、この事業が推進計画を受けながらやっているというのが骨子であります。

そこが、さらっと「推進計画を踏まえ」というふうに書いてあるものですから、何となくはっきりしないというようなご指摘につながってるのかなと思っておりますけれども、そこはこの国営公園の計画の一番の根っここのところでございまして、文化庁と国交省も、そこをどうするかということで、実はこの推進計画の前提として特別史跡と国営公園の関係をどうするかとか、前段で言いますと、13ページあたりから、かなりいろいろご議論をいただいて整理をしておりまして、公表の中で、例えばパブコメでホームページでやる時に、こういうものが、例えば推進計画がすぐにリンクして見られるようにすると、その関係をうまく一般の方にもわかつていただいて、なおかつ今までの長い復元事業の延長線上で、国営公園がその主軸をぶれずにきちっと受け継いで、なおかつ連携を持ちながら、これからの中でも進めていくんだというようなメッセージが伝わるような方法をちょっと事務方にも検討させたいと思ってますので、そんな気持ちであります。

○尼崎委員

わかりました。

○小林行政委員

書き分けたということは、また体裁の問題とかいろいろあります。またちょっとご相談。

○内藤行政委員

先ほど、藤野所長と小林課長の方からご説明いただいているように、基本的にこの計画を書かれ、また直される際に、国交省さんの方からご相談をいただいておりまして、私どものつくりましたこの推進計画の中で、要はゾーニングにしても、推進計画で書いてあるゾーニングをより詳細に分析していくというような形になって、あるいは方向性をより具体化したというような形になっています。

推進計画と、それから今回の計画の役割分担のところで、若干文化財保存の部分は推進計画の中で書いていて、当然それを踏まえてということだから、この中にはそういう趣旨も含まれているんだろうという趣旨でこれはつくられておりますが、先ほど小林課長が言われたように、そこが外の方々にわかりやすいような説明の仕方等を心がけていきたいと思っております。

それから、第一次大極殿がどうしてこういう形で復元になったかというのは推進計画に書いてあるんですけども、これは大変恐縮ですけれども、どちらかというとフィロソフィーというよりは経緯がいろいろ書かれています。長々と申しませんが、最初は第一次大極殿をこういうような形でつくるというようなことは昭和53年の構想ではなかったんですけども、途中で第一次大極殿を復元するという計画が出てきて、これを復元ゾーンに、実は正式に改めたのが今回の基本構想推進計画で位置づけたという経緯があります。

これは、どちらかというと第一次大極殿の復元の方がかなり先行して、理屈も若干後づけになってるような部分もございますので、そこはちょっと国交省さんの責任というよりは、私ども文化庁の方の話かなというふうにも思っておりますが、そこあたりの経緯についても推進計画の方で書いて、そこで第一次大極殿院というようなことで方向性を出したんだけど、第一次大極殿をつくる時に、第一次大極殿院がなかなか実現できないというのを受けて、今

回この計画の方に乗ってくるというような部分について、一応推進計画の中では経緯等が書いてありますので、そこを踏まえてというお話ではないかと思っております。そこあたりについても、より説明しやすいような形で国交省さんと調整してまいりたいというふうに思っております。

○平野委員長

ありがとうございました。

○大西委員

ちょっと施設の話でお伺いしたいんですけど、エリア区分でターミナルエリアというのが⑫番、あとエントランスが⑨という形で書かれてますね、東西。前回にもかなり問題になりました駐車場というのが、具体的にはこの絵にはかかれてはいないんです。多分、中の小さな円のところには入ってると思うんですが、そのあたりの役割分担をこれからどうしていくか。

それから、先ほどから出てます非常に遠い将来になるかと思いますが、近鉄が地下化され、あるいは移設された時に動線がどう変わるのが、このあたりの関係なんですが、ちょっと懸念するのは、前回に朝廣委員がおっしゃったように、非常に人が多い場合は北にバスを回して、そういうところに人を降ろすという、今度遷都祭の時はそういう計画も入ってるということになりますと、⑨番あたり、バスターミナルなんかが要るのかどうかとか、人の動きと人数、それからまちの中の混み具合、そういうのでかなり交通計画を検討しなければならないケースも出てくるんではないかということで、そういったあたりを含めて、その施設を、ターミナルエリア等は12基の門としてありますが、割と柔軟に動かせるような計画にしていくのはどうかなという気もあるんですが、そのあたりはいかがでございましょうか。

○藤野所長

どの絵でいけばいいかというのがあるんですけど。先ほど説明で使いました参考資料の70ページの方、ごらんいただきたいんですが、こちらの方に、一番右端に主な利用サービス施設という形で書かせていただいて、駐車場はこちらの方で丸をついているところ、3カ所ですね、外周ゾーンの⑦、⑧、⑨のエリアに関して丸をつけさせております。

今、プロジェクターで映しておりますところで、具体的な、今、想定している箇所については、指し示しております箇所、この東側のエリアと、それから西南部ですね、こちらの方の箇所、それから今の馬寮のあたりですかね、その辺のあたり、この辺3カ所を今想定してやっております。

この平面図に関しても、実際のところは、まだまだ状況とか埋蔵文化財の関係とか、もう少し精査をした上で位置は変更していくということですが、各ゾーンにおいてはこのような配置、駐車場をこのゾーンについては置いていきたいという、どちらかといえば70ページでこういうふうな置き方をしますよというところが今の決定事項であって、個々である平面図についても、これも大きくずれることはあまり考えてはいないんですけども、まだこの図からいろいろそういったところは調整の範囲は出てくるかなというふうに思っております。

一応、委員とその回答の中で、最初の中でも、実は朝廣委員からありましたバスを北側につけたという部分、非常にその辺は難しい話であったかとは思うんですが、今のところでは、東の大宮通りと北側の東側エントランスと駐車場の2カ所で機能を、そういったところがやれるように設計はしております。ただ、現実、そちらの方の東側のエントランスについては、まだ途中で、いわゆる県道の移設等々が終了しないとそちらの方の整備等々も着手できない

とか、いろいろそんなこともありますので、西側の方の現状の平城宮跡資料館の駐車場あたりの活用とか、そういったものも、また運用の中では、段階的な計画を立てる中で具体的にちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

決して今のこの状況でコンプリートになっているということではなくて、基本的には70ページのような形の駐車場の配置を考えてます、というところで考えていただければいいのかなと思います。

○平野委員長

よろしゅうございますか。

はい。

○朝廣委員

失礼いたします。全体を見てて、本当にいろんなことが、景観とか非常に細かくいろいろ書いていただいたわかりやすい資料になってるなというふうに思いました。

皆さんもおっしゃってますように、ゾーンにつきまして、やはり公園全体が歴史、文化的な場所でありまして、一体感を持っていただいて、いわゆる平城宮テーマパークのような、わくわくするような魅力をいかに演出するかというのが大切なというふうに思います。

そういう意味では、本当にソフト面をもっともっと考えていくて、それとあわせてハードの整備も推し進めていく将来像を、例えば先ほど佐藤先生がおっしゃっていましたが、外周と書いてあるところを、平城京の中ではそれどれどういうポジションであったのかを感じさせるような演出であったり、上野先生がおっしゃった、この場所が全体の中で、自分がどこにいるのかということもわかるというような、そういう細かいことを考えていかなければ、なかなかこここの全体の魅力というのは伝えられないんじゃないかなというふうに思います。

それと、大極殿ですけども、皆さんおっしゃるようにランドマークであり、シンボルで、これからもこの大極殿を見に来られる方というのは非常に多いと思います。その時に、そういう大極殿を今後いかに活用していくかというところで、大極殿が着工して建てられるまで、今までずっと途中の経過を特別公開されてきましたけれども、実際そういったものは、完成してからそれまでの建設中の経緯を展示されるようなことは考えておられるのかということと、1300年祭の折にはライトアップもお考えのようですが、これも1300年祭だけではなく、それ以降もずっと継続して行えるように、そういうことを配慮した整備を考えていただけかなと思います。

あと、各施設がどういう役割を果たすのかということですけれども、朱雀門の南側に歴史館ができるということで、現遺構展示館、資料館、歴史館の中身をどういうふうに変えていくのか、それぞれにどう意義づけるのかが大事じゃないのかなと思います。

また、1300年祭に合わせるということではないんですけども、やはりここを知っていただく非常に大きな大事なイベントですので、できるだけ1300年祭に間に合うように、トイレとか休憩所とかは準備を間に合わせていただきたいなということと、それから先ほど佐藤先生が軽食の施設のところ、みやと通りにはふさわしくないのではないかというご意見、おっしゃってたんですけども、実際にこの中を歩いてますと、端から端まで歩くと非常に時間がかかり、そういった休憩施設というのは必要になってくるだろうと思います。このあたり、ちょうど真ん中あたりに、ぜひ私はつくっていただければな、と。ただし大切な場所ですので、景観をぐれぐれも損なわないような、そういった配慮が必要だと思います。

あと、歩行者の動線についてなんですが、園内交通の件なんですが、中は自転車は入れないように考えているということで、確かに人が多くなれば自転車で入っていくというのは危ないかもしれません、高齢者の方がこの中を歩いて横断するというのは非常に大変で、多分無理じゃないかなと思いまして、園内交通をもう少し、外側の周辺とともに、中もどんな方でも利用できるようなシステムというものを考えられないかなということを思います。

また、駐車場の件ですが、前回も、今の台数以上は考えていないというふうなご意見をいただいたかと思うんですが、今の駐車場では多分とてもじゃないけれども収容できないと思いますし、パークアンドバスライドをお考えだということですが、周辺の皆さんところに、今まで違法駐車をされて、住民の方が非常に迷惑されてて、駐車場問題については、周辺の方のご理解をいただく上で非常に大切なことであろうと思います。例えば1300年祭にお考えの駐車場を、芝生の形にして、できるだけ残していくとか、駐車場のことについては、もう少し検討の必要があるのではないかでしょうか。

最後に景観のところなんですが、景観で、イトヨーカドーさんのところが景観を損なう建物ということなんですけれども、大宮通りに面した南側も結構、第一次朝堂院から見ると、非常に景観を損なうというあたりになると思うんで、その辺のところを隠す工夫や、条例の制定などを今後考えていく必要があるのではと、そういうこともできれば資料の中に加えていただければと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。

○藤野所長

一番最後の景観の話が一番話しやすいんで、資料の25ページの周辺整備のところで、今、朝廣委員からお話をございました周辺の環境、景観の保全に関しては、奈良県、奈良市さんの方に、地元の理解とご協力を得ながら、この辺の整備をお願いしたいということで、私どもも強く思いを同じくしておるところでございます。

それから、イベントの展開のお話につきましては、こちらは、ちょっと資料がまた前後するんですが、参考資料の方でイベントの方については言及させていただいております。75ページぐらいなんですが、これも計画のレベルの問題が実はあります、この管理・運営の中で、イベントとかいろいろな体験学習の内容について、方向性を出すところまでの話が今回の基本計画の中で書き込めるレベルでございまして、具体的な内容については、これからこの方向に従って具体化をしていくということになります。

今、朝廣委員の方からお話をございました件につきましても、今後この検討を進めていく中で反映させていただきたいというふうに思っております。ただ、若干心配なのは、いろいろこういったものの舞台として平城宮跡を使っていくわけですから、イベントとかに支障がないような形のいわゆる計画を立てないといけないというところもございますので、ちょっと、若干トレードオフになりますけど、その辺は今後もまた調整をしながら計画立案を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、自転車の方のお話についてですけれども、参考資料でいえば71ページの方に書いております。園内交通の方も書いておりますけど、現状で完全に自転車を園内遮へいしているわけではありません。自転車の方も、多少というか、園内広うございますので、かなり

自転車の利用もあるのではないかなどと思っておりまして、そういう部分、公園区域外については点線ですけれども、園内の循環園路につきましても、自転車と園内交通双方が使えるような形ということを考えております。

この辺、弱者対策の中で、委員おっしゃるとおり、園内交通も充実していくことが必要かなというふうには思うんですが、これまでいろいろ、他のところの実用の例を見ていきますと、園内交通の維持管理、運営というものが結構またこれも大変というのがありますと、このあたりを今後現実の面でどういう管理運営主体でやっていくかというところがこれからちょっと課題になるのかなというふうに思っております。

ただ、今の時点では園内交通という道を閉ざすということはやらずに、今後、先ほど申し上げたとおり、これもまだ実施計画等々の段階で詰めていくことになろうかというふうに考えております。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○藤井委員

最初の時に、佐藤先生あるいは今、朝廣先生からもお話をありましたけども、これは全体として歴史的な場所なので、そこがどういう場所だったかというのは情報提供を積極的にしなきゃいけないということなんです。要するにソフト系のことなんですかけれども、これがなかなか。一回ソフトというのも、決まっちゃうとなかなか更新ができないんですね。ですから、ソフトにハードがついてる、そこが一回がちがちに仕組みをつくると更新ができないんで、しかもこれは日本のいわば最先端の場所なので、その実験も十分できるわけですね。ですから、ソフトの更新の仕組みをうまくつくっていただきたいというのは私の希望でして、それの、例えば先駆的な、実験的なことがあってもいいし、うまくいけばどんどんそれを広めればいいし、うまくいかなければ、やめれば、違うのにまたチャレンジするというふうになるといいですよね。だから、ソフトを常に更新する仕組みというんでしょうかね、それをうまくつくっていただければ大変ありがたいと思います。

○大西委員

関連の話で、今のことでしたら、携帯電話をうまく使って、現在、携帯電話はほとんどGPS機能がついてますから、そこにGISのインフォメーションシステムを入れて、ボタンを押して、自分の位置がどこかいうのを決めてやると、その位置の過去の情報がずっと入ってくるとか、そういうソフトウェアをうまくつくって見せるような形をというふうにすれば相当のことができると思いますので、だからハードの面に関してはあまり心配せずに、携帯電話で、最近のiPhoneとか、あんな形であっても非常にきれいな画面が出てきますので、そこに動画を入れてやれば、先ほど朝廣委員がおっしゃったような、大極殿をどうやってつくっているかというのが出てくるというのは、それほど難しくはないと思いますが。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○尼崎委員

園路とかの計画ですけども、自転車がどこまで入れるのかという話もありますが、基本的にはどこでも自由に歩ける状況であるということが前提ですよね。1300年の時の収容人数とそ

の後の収容人数は全く違うでしょうから、園路幅を狭めなくちゃならん、そういうことも起こってくるのでしょうか。

○舟久保副所長

園路幅の設定については、これから設計段階に移るところで必要な園路幅にしたいと思ってますけれども、自由に歩き回るといった時に、ここの空間の多くが広場空間なので、あまり園路をつくり過ぎるのもよくないというふうに思っているんです。ですので、まず自由に歩き回れるということの空間については、広場と園路で確保しようと思ってまして、ただその中で、やはりどうしても弱者の方、車いすの方であるだとか、乳母車を押す方だとか、当然芝生地であればそれをやりにくいという方があるので、主要施設とエントランスを結ぶところについては主園路をきちんと設けるようにはしようと。ただ、それは、そういったことが背景にある中で、今後設計を詰めていく中で、またその位置についても、実は宮内については、もう少し道路構造があれば、また道路構造を活かした形ということもあり得ると思ってますので、そういうことも踏まえて詰めていきたいなと思っているところです。

○尼崎委員

トイレの数とかも関係しますね。1300年は仮設ですとか。

○舟久保副所長

先ほど朝廣委員がおっしゃられましたけれども、1300年との関係でいいますと、一番冒頭、第1回目の委員会で申しましたとおり、これが公園のマスタープランであって、基本計画が定まって、この後、事業化に向けて都市計画の手続き、また実はその後事業承認というような手続きがあります。また、計画のほうとしましては、個別施設の設計という業務に移っていかないとダメなんですね。

そういう中で、やはり1300年はかなり時間がない話なので、おのずから国営公園の整備としてできる範囲は限定されるというふうに思っています。ですから、イベントとして必要な分はイベントとして確保する分がやはりあると思ってますし、ただその中で私たちの方も、将来的な国営公園として使える部分の整備については勉強して、できるものはやっていくということで、すべてが1300年向けに、公園としても整備ができるということではちょっとないのかなと。

○尼崎委員

全体として過剰施設とか過剰サービスにならないように、どっちかといえばストイックな空間であってほしいと思っております。

○平野委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○小林行政委員

今の話に関連をしてちょっとお話をさせていただくんですけれども、もともと確かに2010年に奈良県がこの地でイベントをされるということは、当然これから調整をしなきやいけないとは思っていますが、私たちの国営公園整備は、もうちょっとロングスパンで腰を据えてやらなきやいけないと思ってまして。正直なところ、ほとんど2010年に、少なくともユーティリティー、便所だとか何とかということについては、まだ整備着手できないんじゃないかなと思っています。園路についても、そういう感じだと思います。

まず、我々、最初も申し上げましたとおり、大きな事業の柱は、一つは院地区の復元というものをいかに軌道に乗せるかということが一つと、それから拠点となるような公園のセンターですが、展示施設というものの計画を詰めていく、この2つが軸だということを一定申し上げましたけれども、その中で、実はまだ2010年のイベントについて、詳しいお話を私どもも奈良県からきちつとは伺ってないので、今進みつつあるこのパーマネントな公園計画と、それから奈良県が今進められている2010年に向けての当面の話と、事務的に相当タイトなスケジュールの中で、これからむしろ調整をしていかなければならない。しかも、それが特別史跡の上で展開されるものですから、当然これも現状変更ということの範囲なので、文化庁とも、当然奈良県中心にイベントされたとしても、調整がこれから進むんだとは思いますけれども、いずれにせよ、一時期考えられていたかなり大規模なイベントというのを軸にするよりは、恒久的な公園というものを見据えながら、テンポラリーなものは、私が申し上げるのも何ですが、むしろ県の方かもしれません、ある程度スリムにしていくという方向を知事からは伺っておりますし、その辺の調整は別途、この公園計画そのものというよりは、それとは別に別途詰めなきやいけないと思います。

とりあえず、これは基本計画でございますので、ロングスパンで、きちつとストックとなるこの史跡をベースとした歴史公園というのをどういう形でやるのかということでご議論いただいているというふうにご理解いただければと思っております。

○平野委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。はい、どうぞ。

○上野委員

この委員会が100年単位のタイムスパンで行われているということも、私、理解をしているし、朝廣委員もそうだと思うんですが、逆に、地域には地域の話題というのがありますので。多分私が考える2010年だと、これ2010年で平城遷都でイベントあったなという記憶が残った後に、次は飛鳥・藤原の世界遺産指定というふうに話題が移っていくと思うんですよね。そういう中で、平城遷都1300年の時に、ハードの整備というのは一向に進まなくて結構なんですが、みんなに、見取り図がわかる、こういうふうに将来的には変わりますよということを示さなければならない。恐らく2010年というのは国営公園化元年としての位置づけになってくると思うのです。それは例えば平安京1100年の時ですかね、平安神宮ができて残っているというように。実際には神宮にして今残ってるわけだけれども、土地の人たちは何て言ってるかというと、当然一つのストーリーとして、あれは1100年の時に市電が通って、そして平安神宮できてねというように語られるのです。そういう意味での2010年の位置づけというのが私は欲しいと思ってる、それが一つ。

もう一つは、これは飛鳥・藤原と、やっぱり僕は同じ宮都ということで一体だと思うので、飛鳥・藤原とどういうふうに整備が差異化されるのか。

さらに、もう一つ、次に客の側の視点で申し上げますと、これ、歴史を学ぶという学習型観光のお客さんがほとんどだと思うんですが、もう一つ想定しておいてほしいのは、やっぱり外国からの旅行需要が増大してくるということ。これが今、奈良県の観光行政の最大の課題といつていいくらいです。私も幾つかの委員会かかわってますので、そう考えると、例えばさまざまな工夫が必要になってくるというふうに思います。そこも強調してもおかしくはない

いことだと思います。

もう発言が回ってこない可能性があるので、最後に私、一言だけ申し上げますと、基本的に私はこの計画、すばらしいものだと思っていますが、この計画は私なりの肝になるのは何かというふうに総括させていただくと、もう私は一も二もなく、西大寺駅から人をどういうふうに歩いて連れて行くかということに尽きると思っています。つまり、西大寺駅から、それは奈良市の西大寺地区の再開発の問題もありますけれども、あそこから歩いて連れて行く以外には道はないと思っているのが私の感覚です。それさえできれば、すべては成功するとさえ思っています。

以上です。

○平野委員長

ありがとうございました。

○田中副委員長

ほとんどの委員から意見が出尽くしたと思うんですけども、最初に藤井委員と佐藤委員から出た計画変更の話が、さっきのお答えで、社会情勢の変化により現計画を変更する場合があるという文言をどうかという、パーマネントということですから、あまり頭の基本方針とかに書くとまずいと思うので、段階整備、前の段階でもちょっと、今の社会情勢の変化とか、それから先ほど言いました研究の進展によって、今は緑地ゾーンになってますけれども、公園地区なんかがまとまって内容がわかつてくると、その場合は当然それに合わせた整備というのが必要だと思いますので、そういう意味でどこに入れるかはあるんですけども、段階整備の前段階でも、そういう変更が、今駐車場の問題でもそうですけど、交通量調査とか、暫定的に、道路が全部なくなった場合に、前も言ってましたように巡回バスで動線を持っていくという場合は、特に駐車場が、パークアンドライドの駐車場が要ります、バスの入れる場所が要るかもしれないんですけど、それ以外は、乗用車はどうするかという話を含めて考えなければならないと思いますね。そういう問題を含めて、何か一言あった方がいいと思います。

それから外周ゾーンの話、バッファーという言葉、あまりいい言葉じゃないと思うんです。やっぱりバッファーという言葉、緩衝というとイメージが悪くて、外周はあくまで、南と東と北は門があって、入り口になってた場所なので、それがメインでもありますし、それから北なんかは、無理に閉鎖しなくとも、今の現状で十分、閉鎖するとかえって遠くの風致地区になってる景観を隠すような感じになりますので、そういうことがないような外周にしてほしいと思いますね。

それからあと、緑地ゾーンというのは、今まで整備してきたのは、自然環境をつくろうということでやってきたんじゃなくて、あくまで往時の景観ができるだけ復元したい、だから湿地とか池沼をつくってますけれども、もともと平城京の地形を鑑賞する良さもあるわけです。そういう景観を含めて復元というか、復元していく。だから、どっちかといったら木の話だけでなくて、池沼とか湿原みたいな話もあるので、景観ぐらいの言葉にしてもらった方がありがたいと思いますけどね。だから、自然環境じゃなくて、あくまで歴史環境の保全という立場でやっているということの、入れ込んだやつ、あれでやると思いますので。

それから、これはパーマネントの計画かどうかという、このゾーニング及び基本動線図で、エントランスの西口、東口で駐車場の話が出てますけれども、それもやっぱり将来的に道路

がなくなる、この場合は道路がなくなるということになりますから、その時に全体の巡回バスをどうするかというふうな交通手段も含めて、固定的に駐車場の観念でいいかどうか、今の450台ぐらいを受け入れるような話でいいかどうか、ちょっと交通量調査の話もあるんですけども、そういう意味を含めて考えての方がいいんじゃないかなと。

それから、うんと細かい話ですけど、6ページの基本方針の中で、①で上から3行目に「『古都奈良の文化財』の構成資産であることを尊重し、貴重な歴史・文化資産として適切に保存し、良好な状態で後世に伝える」というところで、保存ですから、特別史跡・世界遺産ですから、「適切に」じゃなくて「厳正な」とかいう言葉に、そこは少なくとも変えてもらって、下の活用はともかくとして、上の方は「厳正な」「厳正に保存する」とかいう言葉に変えていただければなと思って。

それから、エントランスで、東、南、西はわかりますけど、言葉としては書いてないんですけども、北も当然アクセスはあるわけですよね、北からの自転車道とか入る部分が。だから、東西南北それぞれエントランスがあるということも明確にされてる方がいいんじゃないですか。

○平野委員長

はい、どうも、いろいろと貴重なご指摘をありがとうございました。

ほかに特にございますか。

○田中副委員長

大きなゾーンと書いているところですけれども、南側の拠点ゾーンというのは、今、東北にある資料館、収蔵施設、研究施設のうち、少なくとも資料館は展示館として拠点施設の中に持つていこうという考え方なんですね。そうすると、あと残る収蔵とか研究施設については、それは何か、これはゾーンの中にもう消えてしまってるんですけども、何かその辺は明確にあるんでしょうか。どっちに聞いたらいいのか、話のお答えなんですか。

○平野委員長

それは今の段階でお答えできますか。

○田辺行政委員

先ほど朝廣委員の方からも大極殿の、できた後の展示とかがどうなるのかという話もございましたが、資料館もちょっと絡んでくる話になるんですけども、順番に申し上げますと、まず大極殿が完成した時の展示とかを含めて、大極殿自体は展示施設ではございませんから、本格的な展示はできませんが、簡単な復元の経過ぐらいのパネル展示ぐらいはできるんじゃないかというような議論をしていただいております。

あわせて、平城宮跡資料館の中を、この機会にリニューアルして、大極殿の完成に合わせた展示をしたいということで、文化庁の方で予算をいただく話をしていただければなと考えております。

将来的にはどうするかということですが、この段階的整備と、それから完成した図と、大変苦労した図面をつくっていただいてます。時間が入ってないというところが大変ミソで、50年という言葉がいっぱい出でますので、非常に長いオーダーでの話でございますけれども、いずれは資料館施設は朱雀門の方へ持つていただきたい、これは我々も、また文化庁もお考えということなんですが、どういう形で実現していくかというのは、今、田中委員がおっしゃったように、いろいろ難しい諸問題がございますので、まだ具体的な検討はできておりません。

推進計画の方でも、宮跡内の施設は基本的に外へ出る方が望ましいというふうになってますので、今日見ていただいた基本計画平面図の左の隅の方にそういう文言が入っておりますけれども、条件が整えば、いずれ特別史跡指定地隣地に行くわけでございまして、完成図の方には諸施設はありません。ただ、それがどういう手順で、どういう形で、どこへ出ていくかというのは、当然その敷地が、どこでどう確保されるか、そういう予算がつくのか、一体その予算はどこが用意してくれるのか、そういう諸条件が全部整わないと実現しないわけで、遠い将来の希望としては、各関係機関共通の認識としては持ちながらも、現実の問題としてはどうなるのかなということでございます。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。いずれにしろ、展示施設はなるべく充実したものを早い時点でつくっていくことが望ましいと思いますね。

大変たくさんのご意見をいただきましたが、お伺いしている範囲では、基本的には、この基本計画原案はご了解いただけてるというふうに理解をさせていただきたいと思っております。

もちろん、今日のご意見を踏まえて文章表現を直していくというのは当然でございますので、その辺は事務局の方で作業を進めてもらいたいと思いますが、多くの問題は、この基本計画を踏まえて、これからどうやって実現していくかと、実施していくかという時に、非常に参考になるご意見がたくさんいただけたと思います。その辺も事務局は十分に踏まえて、今後の展開に活かしていってほしいと思います。

最初にもちょっと申し上げましたように、今回の委員会の結果を踏まえてパブリックコメントにかけることになるわけでございます。時間的にもちょっと、8月の中旬を目標にしておりますので、時間がないということもございます。まことに申しわけないんですけども、きょうのご意見を踏まえた修正は、私と事務局が修正して、私は目を通させていただきますが、ご一任をいただきまして、その修正したものは、もちろんパブコメの前に皆様方にお配りをするということにさせていただきたいと思います。その上で、パブコメとともに最終原案でいろいろとご意見をいただくということにさせていただきたいと思いますので、言い足りなかつたという面も含めて、この最後のパブコメ後の委員会に期待をしていただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。じゃ、そうさせていただきます。

○小林行政委員

最終委員会前でも、個別にまたありましたら事務局の方にお話しいただければ。

○平野委員長

事務局の方に、なるべく早目にご連絡をしていただければ、そのご意見も活かして、ご利用いたします。

○藤野所長

今、小林課長からお話ありましたとおり、事務局の方からファクスなりメールなりでまたセットさせていただいて、ご意見いただくような段取りをさせていただきたいと思いますので、また委員の方におかれましては、お手数ですがよろしくお願ひいたします。

○平野委員長

最後に、パブリックコメントに関してちょっと話があるようですね。

○舟久保副所長

パブリックコメントについて、資料4で1枚だけペーパーを出させていただいているんですけれども、今、この委員会でもって基本計画（案）の検討に際してご意見いただいているわけですが、やはり公園は来園者の方がいるということもありますので、広く一般からの意見を募集して、基本計画（案）の取りまとめに反映させたいと考えております。

その意見募集の期間を、お盆明けになりますが、8月18日から1カ月ほど、これを予定したいと思っているところです。

ここに書かれてますとおり、パブリックコメントを行う時には記者発表を行うとともに、これはこれから関係機関と調整が多いんですけども、周知用のチラシを配布して、またホームページ上にも周知用のページを、これまでの委員会資料とともに掲載するようにしまして、自由回答形式にて郵送、ファクス、ホームページ、こういったやり方でご意見をいただくようにならうにしたいというふうに思っております。

いただいたご意見につきましては、今しがた委員長からお話をありましたけれども、分類・集計の上で、事務局からのご回答とあわせて、次回委員会でご提示したいと思いますので、次回委員会、要は最終案の中で皆さんに確認をいただきて、またご意見をいただければと思ってるところでございます。

以上です。

○平野委員長

何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○朝廣委員

住んでいる地域の方々に関して、パブリックコメントとは別に何か話をしていかれるですか。

○舟久保副所長

それは、そのように考えております。

○藤野所長

地域住民の方におかれましては、これまで数回、この委員会に計画やこういった図面等を出すに当たりまして、事前に説明会を、代表の方に事前にお話をしていくとか、そういうことで地元といろいろそういったお話を事前にやらせていただいたりとかいうような段取りを既にとってきて、この委員会の方に当たらせていただいている状況でございますので、申し添えさせていただきます。

○舟久保副所長

すみません、補足します。宮跡の周囲の方々ですね、自治会の方々にも、役員の方にお話をさせていただいておりますので、また引き続き今回のことも報告したいと思いますし、パブリックコメントという形で多分ご意見をいただくことになると思いますが、先ほどからお話をありますとおり、生活に密着してる話も多いので、きちんとご説明させていただきたいと思っております。

○平野委員長

議事次第にその他とありますけど、何かありますか。

○舟久保副所長

その他につきましては、委員、行政委員の皆様にお配りさせていただいてますけれども、次回委員会をパブリックコメント後、9月末、9月29日月曜日の午前中に同じ場所で行いたいというふうに考えております。パブリックコメントの結果を踏まえまして、委員会として最終的にご承認いただきたいと考える原案を改めてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、パブリックコメントにつきましては、そのような形で今行う予定にしておりますので、行う時には各委員の方にはまたお知らせいたしますので、周辺のご関心の皆様に委員の皆様方からもお伝えいただけますと非常に充実したご意見をいただけるかなと思いますので、ご協力をお願ひいたします。

以上でございます。

○平野委員長

はい、今日は大変長い時間、ちょっと時間も超過いたしましたけれども、どうもありがとうございました。